

第 1 3 9 回 国 会 概 観

第139回国会（臨時会）は11月29日に召集され、会期は12月18日までの20日間であった。

開会式は、召集日当日、参議院議場で行われた。

同日、両院本会議において橋本龍太郎総理の所信表明演説が行われた。これに対する各会派代表質問は、12月2日及び3日に衆議院、3日及び4日に参議院で行われた。

今国会においては、給与関係法案等10法律案が成立したほか、行財政改革問題、消費税率問題、報復予算問題、厚生省所管の老人福祉施設の設置等に関連する不祥事、泉井石油商会問題、オレンジ共済組合問題等について論議が交わされた。

また、参議院制度改革検討会（前田勲男座長）は、12月16日、「委員会審査及び調査の充実」等5項目の改革策を斎藤十朗議長に提出した。

最終日の18日、両院本会議において請願審査、会期末手続等を行い、閉幕した。

【 議 院 の 構 成 等 】

召集日当日、参議院本会議においては、科学技術特別委員会等8特別委員会のほか、行財政改革・税制等に関する特別委員会が設置された。

衆議院では、災害対策特別委員会等6特別委員会のほか、行政改革に関する特別委員会及び税制問題等に関する特別委員会の2特別委員会が設置された。

【 橋 本 総 理 の 所 信 表 明 演 説 】

橋本総理は、まず、「最近、行政に対する信頼を失墜させる事態が続いたことはざんきにたえない。公務員諸君には、国民全体の奉仕者であることを自覚した上で、襟を正し、矜持と使命感を持って職務に全力を尽くすよう改めて強く求めた。同時に、政治の責任も痛感している」旨発言した。

次に、本内閣の最重要課題として行政改革、経済構造改革、金融システム改革、社会保障構造改革、財政構造改革の5つの改革を挙げ、いろいろな抵抗や困難が予想されるが、身を燃焼させ尽くしてもやり抜く、そのうち行政改革については中央省庁の再編を中核に進めていく旨表明した。

また、沖縄に係る諸課題については、5つの改革と並ぶ本内閣の最重要課題

とし、沖縄における米軍施設等の整理・統合・縮小に関しては、日米特別行動委員会の作業を成功裏に終結させ、普天間飛行場の返還などその合意内容を実現するために最大限努力していく旨表明した（詳細は、Ⅲの2「国務大臣の演説」を参照）。

各会派代表質問においては、厚生省の一連の不祥事に関連し公務員倫理法を制定すべきではないかとの質疑に対し、総理は、「公務員法制の規定や従来の決定事項の遵守が何よりも大切である。現在、綱紀肅正策を検討中であり、早急に結論を得て徹底を図りたい。現在の倫理規定の遵守から始め、新倫理規定が必要かどうかは、それを踏まえて考えたい」とし、再発防止と責任についての質疑に対し、「厚生省については事実関係を確認した上で厳正な処分を行うとともに、綱紀肅正の徹底を図る。社会福祉施設整備の仕組みが悪用されたことに関しては、事実関係を究明した上で再発防止策に取り組む」旨答弁した。

また、報復予算問題は議会政治を破壊するものであり全面撤回と謝罪を求めるとの質疑に対しては、「私は記者会見でも記者団にも発言していない。予算配分、執行は政策目的に照らして厳正かつ公平に対処する」旨答弁した。

さらに、さきの総選挙で多くの自民党議員が消費税率据え置きを考えを示したとの指摘に対し、総理は、「自由な議論を行ったことを理由に処分するつもりはない。総選挙では私自身、消費税率引き上げを御理解いただきたいと言ってきた」旨答弁した。

このほか、経済対策、財政健全化、税制改革、新たな福祉ビジョン、日米安保と沖縄米軍基地問題等について質疑が行われた。

【 法案等の審議 】

今国会に提出された内閣提出法律案は12件であり、このうち、給与関係法案等9件が成立した。介護保険法案及び関連2法案は、12月13日、衆議院本会議において趣旨説明、質疑が行われ、厚生委員会に付託されたが、継続審査となった。

参議院議員提出法律案は2件が提出され、いずれも、審査未了となった。

衆議院議員提出法律案は18件が提出され、このうち、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案1件が成立した。

また、衆議院では、税制問題等に関する特別委員会において、12月12日、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、地方税法等の一部を改正する法律及び地方財政法の一部を改正する法律案の2法案については、質疑の後、賛成少数で否決された。翌13日、本会議において、両法案

は記名投票の結果、賛成155票、反対337票の賛成少数で否決された。

さらに、行政監視院法案等3件は、12月17日、衆議院本会議において趣旨説明、質疑が行われた。

衆議院議員提出法律案は、行政監視院法案、臓器の移植に関する法律案を含む8件が継続審査となった。

なお、予算、条約は提出されなかった。

【国政調査等】

衆参両院の予算委員会においては、11月6日から11日まで、それぞれ2日間質疑が行われた。

両委員会において、厚生省の一連の不祥事、補助金行政の見直し、泉井石油商会問題、公共事業のあり方、行政改革への取り組み、景気対策、特別減税継続の有無、医療保険改革、沖縄米軍基地の整理・縮小、竹島問題及び12・6蒲原沢土石流災害等について論議が展開され、政府側の姿勢、対応等をただした。

12月16日、参議院の行財政改革・税制等に関する特別委員会において、総理は、官僚の一連の不祥事に関連した公務員倫理法の制定問題について、「法制化を視野に入れて考えなければならない状況は情けない」旨答弁した。

さらに、小泉純一郎厚生大臣は、逮捕された岡光序治前厚生事務次官の辞職を承認したことについて、「厚生行政全体を考えて、辞めた方がいいという判断を尊重した。私の判断が誤っていたとは思っていない」旨答弁した。

また同13日、衆議院の行政改革に関する特別委員会で、総理は、厚生省汚職事件で批判が高まっている補助金問題については、「財政の見直しの観点からも、個々の内容を見直し、整理・合理化に努める」とし、「汚職の背景には中央官庁の権限の肥大化がある。こういう不祥事の温床を断つためにも行政改革は必要であると思う」旨答弁した。

【その他】

〔参議院制度改革検討会〕

12月16日、「我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策」を検討してきた参議院制度改革検討会は、「委員会審査及び調査の充実」、「決算審査の充実」、「本会議表決における押しボタン方式の導入」、「議員立法の充実」及び「情報公開」の5項目について結論を得て、斎藤十朗議長に答申した。

同18日、斎藤議長は参議院各派代表者会議において、同答申について実現に協力を要請し、具体化に向けての手順を示した「議長見解」を示した。

【会派の結成】

第138回国会閉会後の11月26日、「民主党・市民連合」及び「新緑風会」の解散届が提出された。同日、「民主党・新緑風会」の結成届が提出された。

1 参議院役員等一覽

(会期終了日 平成8. 12. 18現在)

役員名		召集日	会期中選任	
議長		斎藤 十朗		
副議長		松尾 官平		
常任委員	内閣	鎌田 要人		
	地方行政	渡辺 四郎		
	法務	続 訓弘		
	外務	釘宮 馨		
	大蔵	松浦 孝治		
	文教	清水 嘉与子		
	厚生	上山 和人		
	農林水産	真島 一男		
	商工	木宮 和彦		
	運輸	直嶋 正行		
	逓信	淵上 貞雄		
	労働	勝木 健司		
	建設	鴻池 祥肇		
	予算	大河原太一郎		
	決算	野沢 太三		
	議院運営	下稲葉 耕吉		
	懲罰	吉田 之久		
	特別委員	科学技術	広中 和歌子	
		環境	千葉 景子	
災害対策		清水 達雄		
選挙制度		武田 節子		
沖縄北方		楢崎 泰昌		
分権緩和		猪熊 重二		
中小企業		大島 慶久		
国会移転		梶原 敬義		
調査会長	行革税制	遠藤 要		
	国際問題	林田 悠紀夫		
	国民生活	鶴岡 洋		
	行財政	井上 孝		
政治倫理審査会長		岩崎 純三		
事務総長		黒澤 隆雄		

2 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 平成 8. 12. 18 現在)

会 派	議員数	①10. 7. 25 任期満了			②13. 7. 22 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
自由民主党	112 (8)	17 (1)	43 (1)	60 (2)	16 (4)	36 (2)	52 (6)
平成会	65 (10)	15 (3)	11 (1)	26 (4)	16 (3)	23 (3)	39 (6)
社会民主党・護憲連合	29 (6)	7 (1)	8 (2)	15 (3)	6 (2)	8 (1)	14 (3)
日本共産党	14 (4)	4	2 (1)	6 (1)	5 (2)	3 (1)	8 (3)
民主党・新緑風会	14 (3)	4 (1)	4	8 (1)	3 (1)	3 (1)	6 (2)
二院クラブ	4	1	2	3	1	0	1
無所属クラブ	4 (1)	1	1	2	0	2 (1)	2 (1)
新党さきがけ	3 (1)	0	0	0	2 (1)	1	3 (1)
新社会党・平和連合	3 (1)	1	2 (1)	3 (1)	0	0	0
各派に属しない議員	4	0	3	3	1	0	1
合 計	252 (34)	50 (6)	76 (6)	126 (12)	50 (13)	76 (9)	126 (22)

()内は女性議員の数を示す。

3 会派別所属議員一覧

(召集日 平成8. 11. 29現在)

無印の議員は平成10年7月25日任期満了を、○印の議員は平成13年7月22日任期満了を示す。

また、()内は、各議員の選出選挙区別を示す。

【自由民主党】

(111名)

○阿部 正俊 (山形)	青木 幹雄 (島根)	井上 吉夫 (鹿児島)
井上 孝 (比例)	井上 裕 (千葉)	○石井 道子 (比例)
○石川 弘 (比例)	○石渡 清元 (神奈川)	板垣 正 (比例)
○岩井 國臣 (比例)	○岩崎 純三 (栃木)	岩永 浩美 (佐賀)
上杉 光弘 (宮崎)	上野 公成 (群馬)	浦田 勝 (熊本)
○海老原 義彦 (比例)	遠藤 要 (宮城)	小野 清子 (東京)
○尾辻 秀久 (比例)	大河原太一郎 (比例)	大木 浩 (愛知)
大島 慶久 (比例)	○大野 つや子 (岐阜)	○太田 豊秋 (福島)
岡 利定 (比例)	○岡野 裕 (比例)	岡部 三郎 (比例)
加藤 紀文 (岡山)	○狩野 安 (茨城)	○鹿熊 安正 (富山)
○景山 俊太郎 (島根)	笠原 潤一 (岐阜)	○片山 虎之助 (岡山)
○金田 勝年 (秋田)	○釜本 邦茂 (比例)	○鎌田 要人 (鹿児島)
上吉原 一天 (栃木)	○亀谷 博昭 (宮城)	河本 英典 (滋賀)
木宮 和彦 (静岡)	○北岡 秀二 (徳島)	久世 公堯 (比例)
沓掛 哲男 (石川)	○倉田 寛之 (千葉)	○小山 孝雄 (比例)
○鴻池 祥肇 (兵庫)	佐々木 満 (秋田)	佐藤 静雄 (福島)
○佐藤 泰三 (埼玉)	斎藤 文夫 (神奈川)	坂野 重信 (鳥取)
志村 哲良 (山梨)	○清水 嘉与子 (比例)	清水 達雄 (比例)
○塩崎 恭久 (愛媛)	嶋崎 均 (比例)	下稲葉 耕吉 (比例)
○陣内 孝雄 (佐賀)	○須藤 良太郎 (比例)	鈴木 栄治 (東京)
鈴木 省吾 (福島)	○鈴木 政二 (愛知)	鈴木 貞敏 (山形)
○世耕 政隆 (和歌山)	関根 則之 (埼玉)	○田浦 直 (長崎)
田沢 智治 (比例)	高木 正明 (北海道)	○竹山 裕 (静岡)
○武見 敬三 (比例)	○谷川 秀善 (大阪)	坪井 一字 (大阪)
○中島 真人 (山梨)	中曾根 弘文 (群馬)	○中原 爽 (比例)
永田 良雄 (富山)	○長峯 基 (宮崎)	楢崎 泰昌 (比例)
○成瀬 守重 (比例)	○西田 吉宏 (京都)	野沢 太三 (比例)
野間 赳 (愛媛)	野村 五男 (茨城)	南野 知恵子 (比例)
○橋本 聖子 (比例)	○馳 浩 (石川)	服部 三男雄 (奈良)
○林 芳正 (山口)	林田 悠紀夫 (京都)	○平田 耕一 (三重)
二木 秀夫 (山口)	○保坂 三蔵 (東京)	真島 一男 (新潟)
○真鍋 賢二 (香川)	前田 勲男 (和歌山)	松浦 功 (比例)
松浦 孝治 (徳島)	松谷 蒼一郎 (長崎)	○松村 龍二 (福井)
○三浦 一水 (熊本)	○溝手 顕正 (広島)	宮崎 秀樹 (比例)
宮澤 弘 (広島)	村上 正邦 (比例)	守住 有信 (熊本)
矢野 哲朗 (栃木)	山崎 正昭 (福井)	○山本 一太 (群馬)

○依田 智治 (比 例) ○吉川 芳男 (新 潟) 吉村 剛太郎 (福 岡)

【平成会】

(65名)

○足立 良平 (比 例)	○阿曾田 清 (熊 本)	荒木 清寛 (愛 知)
○石井 一二 (兵 庫)	○石田 美栄 (岡 山)	泉 信也 (比 例)
○市川 一朗 (宮 城)	猪熊 重二 (比 例)	○今泉 昭 (比 例)
○岩瀬 良三 (千 葉)	○魚住 裕一郎 (東 京)	牛嶋 正 (比 例)
○海野 義孝 (比 例)	○小川 勝也 (北 海 道)	及川 順郎 (比 例)
大久保 直彦 (比 例)	○大森 礼子 (比 例)	○加藤 修一 (比 例)
風間 昶 (北 海 道)	片上 公人 (兵 庫)	勝木 健司 (比 例)
北澤 俊美 (長 野)	釘宮 馨 (大 分)	○小林 元 (茨 城)
○小山 峰男 (長 野)	○木暮 山人 (比 例)	○木庭 健太郎 (福 岡)
○白浜 一良 (大 阪)	○菅川 健二 (広 島)	○鈴木 正孝 (静 岡)
○田村 秀昭 (比 例)	○高野 博師 (埼 玉)	○高橋 令則 (岩 手)
武田 節子 (比 例)	都築 譲 (愛 知)	続 訓弘 (比 例)
○常田 享詳 (鳥 取)	鶴岡 洋 (比 例)	○寺崎 昭久 (比 例)
寺澤 芳男 (比 例)	○戸田 邦司 (比 例)	直嶋 正行 (比 例)
永野 茂門 (比 例)	○西川 玲子 (神 奈 川)	長谷川 清 (比 例)
○長谷川 道郎 (新 潟)	浜四津 敏子 (東 京)	○林 久美子 (比 例)
○林 寛子 (比 例)	平井 卓志 (香 川)	○平田 健二 (岐 阜)
平野 貞夫 (高 知)	広中 和歌子 (比 例)	○福本 潤一 (比 例)
○星野 朋市 (比 例)	○益田 洋介 (比 例)	○水島 裕 (比 例)
○山崎 力 (青 森)	山崎 順子 (比 例)	山下 栄一 (大 阪)
○山本 保 (愛 知)	横尾 和伸 (福 岡)	○吉田 之久 (奈 良)
○和田 洋子 (福 島)	○渡辺 孝男 (比 例)	

【社会民主党・護憲連合】

(29名)

青木 薪次 (静 岡)	赤桐 操 (千 葉)	一井 淳治 (岡 山)
及川 一夫 (比 例)	大渊 絹子 (新 潟)	大脇 雅子 (比 例)
○梶原 敬義 (大 分)	上山 和人 (鹿 児 島)	○菅野 壽 (比 例)
○久保 亘 (鹿 児 島)	○日下部 禧代子 (比 例)	○齋藤 勁 (神 奈 川)
志苦 裕 (比 例)	○清水 澄子 (比 例)	鈴木 和美 (比 例)
瀬谷 英行 (埼 玉)	○谷本 巍 (比 例)	千葉 景子 (神 奈 川)
○角田 義一 (群 馬)	○照屋 寛徳 (冲 縄)	○田 英夫 (東 京)
渊上 貞雄 (比 例)	○前川 忠夫 (比 例)	○松前 達郎 (比 例)
○三重野 栄子 (福 岡)	○村沢 牧 (長 野)	山本 正和 (比 例)
渡辺 四郎 (福 岡)	葉科 満治 (比 例)	

【日本共産党】

(14名)

- | | | |
|--------------|-------------|-------------|
| ○阿部 幸代 (埼玉) | 有働 正治 (比例) | 上田 耕一郎 (東京) |
| ○緒方 靖夫 (東京) | ○笠井 亮 (比例) | 聽濤 弘 (比例) |
| ○須藤 美也子 (比例) | 立木 洋 (比例) | 西山 登紀子 (京都) |
| ○橋本 敦 (比例) | ○筆坂 秀世 (比例) | ○山下 芳生 (大阪) |
| 吉岡 吉典 (比例) | ○吉川 春子 (比例) | |

【民主党・新緑風会】

(14名)

- | | | |
|-------------|-------------|--------------|
| ○朝日 俊弘 (比例) | ○伊藤 基隆 (比例) | 今井 澄 (長野) |
| 萱野 茂 (比例) | 川橋 幸子 (比例) | ○国井 正幸 (栃木) |
| 小島 慶三 (比例) | ○笹野 貞子 (京都) | ○菅野 久光 (北海道) |
| ○竹村 泰子 (比例) | 武田 邦太郎 (比例) | 中尾 則幸 (北海道) |
| 峰崎 直樹 (北海道) | 本岡 昭次 (兵庫) | |

【二院クラブ】

(4名)

- | | | |
|-------------|------------|-----------|
| ○佐藤 道夫 (比例) | 島袋 宗康 (沖縄) | 西川 潔 (大阪) |
| 山田 俊昭 (比例) | | |

【無所属クラブ】

(4名)

- | | | |
|-------------|------------|--------------|
| 江本 孟紀 (比例) | 椎名 素夫 (岩手) | ○末広 真樹子 (愛知) |
| ○田村 公平 (高知) | | |

【新党さきがけ】

(3名)

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| ○奥村 展三 (滋賀) | ○堂本 暁子 (比例) | ○水野 誠一 (比例) |
|-------------|-------------|-------------|

【新社会党・平和連合】

(3名)

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 栗原 君子 (広島) | 矢田部 理 (茨城) | 山口 哲夫 (比例) |
|------------|------------|------------|

【各派に属しない議員】

(5名)

- | | | |
|------------|------------|-------------|
| 芦尾 長司 (兵庫) | 斎藤 十朗 (三重) | ○友部 達夫 (比例) |
| ○畑 恵 (比例) | 松尾 官平 (青森) | |

4 議員の異動

第138回国会終了日（平成8年11月12日）以降における議員の異動である。

○補欠当選

芦尾 長司君（兵庫） 8. 11. 19 河本三郎君の補欠

○会派解散

「民主党・市民連合」 8. 11. 26

「新緑風会」 11. 26

○会派結成

「民主党・新緑風会」 8. 11. 26

朝日 俊弘君（比例）	伊藤 基隆君（比例）
今井 澄君（長野）	萱野 茂君（比例）
川橋 幸子君（比例）	国井 正幸君（栃木）
小島 慶三君（比例）	笹野 貞子君（京都）
菅野 久光君（代表・北海道）	竹村 泰子君（比例）
武田邦太郎君（比例）	中尾 則幸君（北海道）
峰崎 直樹君（北海道）	本岡 昭次君（兵庫）

○所属会派異動・会派所属

今井 澄君（社民・長野） 8. 11. 14 「社会民主党・護憲連合」を退会、
「民主党・市民連合」へ入会

萱野 茂君（社民・比例） 11. 14 「社会民主党・護憲連合」を退会、
「民主党・市民連合」へ入会

菅野 久光君（社民・北海道） 11. 14 「社会民主党・護憲連合」を退会、
「民主党・市民連合」へ入会

竹村 泰子君（社民・比例） 11. 14 「社会民主党・護憲連合」を退会、
「民主党・市民連合」へ入会

芦尾 長司君（無・兵庫） 11. 19

田浦 直君（平成・長崎） 11. 27 「平成会」を退会、「自由民主党」
へ入会

畑 恵君（平成・比例） 11. 27 「平成会」を退会

畑 恵君（無・比例） 12. 18 「自由民主党」へ入会

5 委員会及び調査会等委員一覧

(初回開会日現在)

【内閣委員会】

(19名)

委員長	鎌田	要人 (自民)	上吉原	一天 (自民)	山崎	力 (平成)
理事	板垣	正 (自民)	村上	正邦 (自民)	清水	澄子 (社民)
理事	鈴木	貞敏 (自民)	矢野	哲朗 (自民)	笠井	亮 (共産)
理事	鈴木	正孝 (平成)	依田	智治 (自民)	聴濤	弘 (共産)
理事	齋藤	勁 (社民)	猪熊	重二 (平成)	朝日	俊弘 (民緑)
	海老原	義彦 (自民)	大久保	直彦 (平成)		(8. 12. 5 現在)
	狩野	安 (自民)	永野	茂門 (平成)		

【地方行政委員会】

(19名)

委員長	渡辺	四郎 (社民)	鈴木	省吾 (自民)	有働	正治 (共産)
理事	関根	則之 (自民)	谷川	秀善 (自民)	朝日	俊弘 (民緑)
理事	竹山	裕 (自民)	松浦	功 (自民)	西川	潔 (二院)
理事	小山	峰男 (平成)	山本	一太 (自民)	田村	公平 (無ク)
理事	大淵	絹子 (社民)	牛嶋	正 (平成)	友部	達夫 (無)
	岡部	三郎 (自民)	小林	元 (平成)		(8. 12. 5 現在)
	上吉原	一天 (自民)	吉田	之久 (平成)		

【暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会】

(8名)

小委員長	竹山	裕 (自民)				
	関根	則之 (自民)	有働	正治 (共産)	西川	潔 (二院)
	小山	峰男 (平成)	朝日	俊弘 (民緑)		(8. 12. 5 現在)
	大淵	絹子 (社民)	田村	公平 (無ク)		

【法務委員会】

(19名)

委員長	統	訓弘 (平成)	志村	哲良 (自民)	及川	一夫 (社民)
理事	久世	公堯 (自民)	下稲葉	耕吉 (自民)	田	英夫 (社民)
理事	前田	勲男 (自民)	中原	爽 (自民)	伊藤	基隆 (民緑)
理事	浜四津	敏子 (平成)	服部	三男雄 (自民)	菅野	久光 (民緑)
理事	橋本	敦 (共産)	林田	悠紀夫 (自民)	斎藤	十朗 (無)
	遠藤	要 (自民)	大森	礼子 (平成)		(8. 12. 5 現在)
	岡	利定 (自民)	山崎	順子 (平成)		

【外務委員会】

(19名)

委員長	釘宮	磐 (平成)	武見	敬三 (自民)	松前	達郎 (社民)
理事	須藤	良太郎 (自民)	成瀬	守重 (自民)	立木	洋 (共産)
理事	野間	赳 (自民)	宮澤	弘 (自民)	佐藤	道夫 (二院)
理事	木暮	山人 (平成)	高野	博師 (平成)	椎名	素夫 (無ク)
理事	武田	邦太郎 (民緑)	寺澤	芳男 (平成)	矢田部	理 (新社)
	岩崎	純三 (自民)	長谷川	道郎 (平成)		(8. 12. 12 現在)
	笠原	潤一 (自民)	田	英夫 (社民)		

【大蔵委員会】

(22名)

委員長	松浦	孝治 (自民)	片山	虎之助 (自民)	益田	洋介 (平成)
理事	石川	弘 (自民)	金田	勝年 (自民)	志苦	裕 (社民)
理事	河本	英典 (自民)	清水	達雄 (自民)	角田	義一 (社民)
理事	荒木	清寛 (平成)	嶋崎	均 (自民)	吉岡	吉典 (共産)
理事	海野	義孝 (平成)	榎崎	泰昌 (自民)	峰崎	直樹 (民緑)
理事	鈴木	和美 (社民)	岩瀬	良三 (平成)	山口	哲夫 (新社)
	阿部	正俊 (自民)	白浜	一良 (平成)		(8. 12. 17 現在)
	上杉	光弘 (自民)	寺崎	昭久 (平成)		

【文教委員会】

(19名)

委員長	清水	嘉与子 (自民)	世耕	政隆 (自民)	梶原	敬義 (社民)
理事	小野	清子 (自民)	田沢	智治 (自民)	阿部	幸代 (共産)
理事	鹿熊	安正 (自民)	馳	浩 (自民)	伊藤	基隆 (民緑)
理事	石田	美栄 (平成)	菅川	健二 (平成)	江本	孟紀 (無ク)
理事	山本	正和 (社民)	田村	秀昭 (平成)	堂本	暁子 (さき)
	井上	裕 (自民)	林	久美子 (平成)		(8. 12. 17 現在)
	釜本	邦茂 (自民)	山下	栄一 (平成)		

【厚生委員会】

(19名)

委員長	上山	和人 (社民)	塩崎	恭久 (自民)	山本	保 (平成)
理事	尾辻	秀久 (自民)	田浦	直 (自民)	和田	洋子 (平成)
理事	南野	知恵子 (自民)	中島	真人 (自民)	渡辺	孝男 (平成)
理事	北澤	俊美 (平成)	長峯	基 (自民)	日下部	禧代子 (社民)
理事	菅野	壽 (社民)	宮崎	秀樹 (自民)	西山	登紀子 (共産)
	大島	慶久 (自民)	風間	昶 (平成)		(8. 12. 17 現在)
	大野	つや子 (自民)	水島	裕 (平成)		

【農林水産委員会】

(21名)

委員長	真島	一男 (自民)	岩永	浩美 (自民)	常田	享詳 (平成)
理事	浦田	勝 (自民)	佐藤	静雄 (自民)	谷本	巍 (社民)
理事	高木	正明 (自民)	松村	龍二 (自民)	村沢	牧 (社民)
理事	石井	一二 (平成)	三浦	一水 (自民)	須藤	美也子 (共産)
理事	一井	淳治 (社民)	阿曾田	清 (平成)	島袋	宗康 (二院)
理事	国井	正幸 (民緑)	及川	順郎 (平成)		(8. 12. 17 現在)
	青木	幹雄 (自民)	高橋	令則 (平成)		
	井上	吉夫 (自民)	都築	譲 (平成)		

【商工委員会】

(19名)

委員長	木宮	和彦 (自民)	齋藤	文夫 (自民)	前川	忠夫 (社民)
理事	沓掛	哲男 (自民)	中曾根	弘文 (自民)	山下	芳生 (共産)
理事	吉村	剛太郎 (自民)	林	芳正 (自民)	今井	澄 (民緑)
理事	片上	公人 (平成)	平田	耕一 (自民)	小島	慶三 (民緑)
理事	薬科	満治 (社民)	小川	勝也 (平成)	松尾	官平 (無)
	大木	浩 (自民)	加藤	修一 (平成)		(8. 12. 17 現在)
	倉田	寛之 (自民)	平田	健二 (平成)		

【運輸委員会】

(19名)

委員長	直嶋	正行 (平成)	野沢	太三 (自民)	瀬谷	英行 (社民)
理事	佐藤	泰三 (自民)	真鍋	賢二 (自民)	筆坂	秀世 (共産)
理事	二木	秀夫 (自民)	溝手	顕正 (自民)	末広	真樹子 (無)
理事	戸田	邦司 (平成)	吉川	芳男 (自民)	栗原	君子 (新社)
理事	中尾	則幸 (民緑)	泉	信也 (平成)	芦尾	長司 (無)
	亀谷	博昭 (自民)	平井	卓志 (平成)		(8. 12. 17 現在)
	鈴木	政二 (自民)	横尾	和伸 (平成)		

【通信委員会】

(19名)

委員長	淵上	貞雄 (社民)	鈴木	栄治 (自民)	久保	亘 (社民)
理事	加藤	紀文 (自民)	保坂	三蔵 (自民)	上田	耕一郎 (共産)
理事	陣内	孝雄 (自民)	守住	有信 (自民)	山田	俊昭 (二院)
理事	足立	良平 (平成)	魚住	裕一郎 (平成)	水野	誠一 (さき)
理事	三重野	栄子 (社民)	鶴岡	洋 (平成)	畑	恵 (無)
	景山	俊太郎 (自民)	西川	玲子 (平成)		(8. 12. 17 現在)
	北岡	秀二 (自民)	林	寛子 (平成)		

【労働委員会】

(19名)

委員長	勝木	健司 (平成)	大河原	太一郎 (自民)	星野	朋市 (平成)
理事	石渡	清元 (自民)	小山	孝雄 (自民)	大脇	雅子 (社民)
理事	坪井	一字 (自民)	佐々木	満 (自民)	千葉	景子 (社民)
理事	長谷川	清 (平成)	西田	吉宏 (自民)	吉川	春子 (共産)
理事	笹野	貞子 (民緑)	野村	五男 (自民)	川橋	幸子 (民緑)
	石井	道子 (自民)	今泉	昭 (平成)		(8. 12. 17 現在)
	上野	公成 (自民)	武田	節子 (平成)		

【建設委員会】

(19名)

委員長	鴻池	祥肇 (自民)	太田	豊秋 (自民)	福本	潤一 (平成)
理事	永田	良雄 (自民)	坂野	重信 (自民)	青木	薪次 (社民)
理事	山崎	正昭 (自民)	橋本	聖子 (自民)	赤桐	操 (社民)
理事	市川	一朗 (平成)	松谷	蒼一郎 (自民)	萱野	茂 (民緑)
理事	緒方	靖夫 (共産)	木庭	健太郎 (平成)	奥村	展三 (さき)
	井上	孝 (自民)	平野	貞夫 (平成)		(8. 12. 17 現在)
	岩井	國臣 (自民)	広中	和歌子 (平成)		

【予算委員会】

(45名)

委員長	大河原	太一郎 (自民)	久世	公堯 (自民)	管川	健二 (平成)
理事	片山	虎之助 (自民)	小山	孝雄 (自民)	鈴木	正孝 (平成)
理事	佐藤	静雄 (自民)	関根	則之 (自民)	高野	博師 (平成)
理事	斎藤	文夫 (自民)	竹山	裕 (自民)	高橋	令則 (平成)
理事	田沢	智治 (自民)	武見	敬三 (自民)	長谷川	道郎 (平成)
理事	木庭	健太郎 (平成)	谷川	秀善 (自民)	大淵	絹子 (社民)
理事	都築	譲 (平成)	野間	赳 (自民)	久保	亘 (社民)
理事	横尾	和伸 (平成)	真鍋	賢二 (自民)	清水	澄子 (社民)
理事	前川	忠夫 (社民)	山崎	正昭 (自民)	照屋	寛徳 (社民)
理事	有働	正治 (共産)	依田	智治 (自民)	山本	正和 (社民)
	阿部	正俊 (自民)	石田	美栄 (平成)	上田	耕一郎 (共産)
	板垣	正 (自民)	市川	一朗 (平成)	緒方	靖夫 (共産)
	上杉	光弘 (自民)	魚住	裕一郎 (平成)	川橋	幸子 (民緑)
	加藤	紀文 (自民)	牛嶋	正 (平成)	小島	慶三 (民緑)
	金田	勝年 (自民)	及川	順郎 (平成)	西川	潔 (二院)
						(8. 12. 10 現在)

【決算委員会】

(30名)

委員長	野沢	太三 (自民)	景山	俊太郎 (自民)	星野	朋市 (平成)
理事	塩崎	恭久 (自民)	清水	嘉与子 (自民)	益田	洋介 (平成)
理事	松谷	蒼一郎 (自民)	須藤	良太郎 (自民)	大脇	雅子 (社民)
理事	吉川	芳男 (自民)	中島	真人 (自民)	上山	和人 (社民)
理事	山崎	順子 (平成)	長峯	基 (自民)	田	英夫 (社民)
理事	山下	栄一 (平成)	松村	龍二 (自民)	今井	澄 (民緑)
理事	筆坂	秀世 (共産)	守住	有信 (自民)	本岡	昭次 (民緑)
	岩井	國臣 (自民)	海野	義孝 (平成)	椎名	素夫 (無ク)
	海老原	義彦 (自民)	加藤	修一 (平成)	水野	誠一 (さき)
	大木	浩 (自民)	小山	峰男 (平成)	栗原	君子 (新社)
						(8. 12. 17 現在)

【議院運営委員会】

(25名)

委員長	下稲葉	耕吉 (自民)	岩永	浩美 (自民)	常田	享詳 (平成)
理事	中曾根	弘文 (自民)	釜本	邦茂 (自民)	平田	健二 (平成)
理事	溝手	顕正 (自民)	陣内	孝雄 (自民)	福本	潤一 (平成)
理事	矢野	哲朗 (自民)	鈴木	政二 (自民)	山本	保 (平成)
理事	風間	昶 (平成)	中原	爽 (自民)	菅野	壽 (社民)
理事	寺崎	昭久 (平成)	林	芳正 (自民)	三重野	栄子 (社民)
理事	角田	義一 (社民)	保坂	三蔵 (自民)	国井	正幸 (民緑)
理事	吉岡	吉典 (共産)	山本	一太 (自民)		(8. 11. 29 現在)
理事	伊藤	基隆 (民緑)	岩瀬	良三 (平成)		

〔庶務関係小委員会〕

(15名)

小委員長	陣内	孝雄 (自民)				
	岩永	浩美 (自民)	矢野	哲朗 (自民)	角田	義一 (社民)
	釜本	邦茂 (自民)	風間	昶 (平成)	三重野	栄子 (社民)
	中曾根	弘文 (自民)	寺崎	昭久 (平成)	吉岡	吉典 (共産)
	中原	爽 (自民)	平田	健二 (平成)	伊藤	基隆 (民緑)
	溝手	顕正 (自民)	福本	潤一 (平成)		(8. 12. 18 現在)

〔図書館運営小委員会〕

(15名)

小委員長	岩瀬	良三 (平成)				
	鈴木	政二 (自民)	矢野	哲朗 (自民)	菅野	壽 (社民)
	中曾根	弘文 (自民)	山本	一太 (自民)	角田	義一 (社民)
	林	芳正 (自民)	風間	昶 (平成)	吉岡	吉典 (共産)
	保坂	三蔵 (自民)	常田	享詳 (平成)	伊藤	基隆 (民緑)
	溝手	顕正 (自民)	寺崎	昭久 (平成)		(召集日 現在)

【懲罰委員会】

(10名)

委員長	吉田	之久 (平成)	佐々木	満 (自民)	武田	邦太郎 (民緑)
理事	井上	吉夫 (自民)	宮澤	弘 (自民)	山田	俊昭 (二院)
理事	永野	茂門 (平成)	瀬谷	英行 (社民)		(召集日 現在)
	遠藤	要 (自民)	立木	洋 (共産)		

【科学技術特別委員会】

(20名)

委員長	広中 和歌子 (平成)	木宮 和彦 (自民)	長谷川 道郎 (平成)
理事	鹿熊 安正 (自民)	沓掛 哲男 (自民)	水島 裕 (平成)
理事	吉川 芳男 (自民)	志村 哲良 (自民)	大淵 絹子 (社民)
理事	及川 順郎 (平成)	松谷 蒼一郎 (自民)	阿部 幸代 (共産)
理事	松前 達郎 (社民)	松村 龍二 (自民)	立木 洋 (共産)
	岩永 浩美 (自民)	大久保 直彦 (平成)	川橋 幸子 (民緑)
	海老原 義彦 (自民)	高橋 令則 (平成)	(8. 11. 29 現在)

【環境特別委員会】

(20名)

委員長	千葉 景子 (社民)	鴻池 祥肇 (自民)	寺澤 芳男 (平成)
理事	狩野 安 (自民)	田浦 直 (自民)	長谷川 清 (平成)
理事	成瀬 守重 (自民)	西田 吉宏 (自民)	清水 澄子 (社民)
理事	山下 栄一 (平成)	野村 五男 (自民)	有働 正治 (共産)
理事	谷本 巍 (社民)	馳 浩 (自民)	竹村 泰子 (民緑)
	石川 弘 (自民)	足立 良平 (平成)	末広 真樹子 (無欠)
	河本 英典 (自民)	常田 享詳 (平成)	(8. 11. 29 現在)

【災害対策特別委員会】

(20名)

委員長	清水 達雄 (自民)	鎌田 要人 (自民)	横尾 和伸 (平成)
理事	佐藤 静雄 (自民)	須藤 良太郎 (自民)	青木 薪次 (社民)
理事	陣内 孝雄 (自民)	竹山 裕 (自民)	渡辺 四郎 (社民)
理事	山崎 力 (平成)	依田 智治 (自民)	山下 芳生 (共産)
理事	村沢 牧 (社民)	市川 一朗 (平成)	菅野 久光 (民緑)
	岩井 國臣 (自民)	北澤 俊美 (平成)	本岡 昭次 (民緑)
	釜本 邦茂 (自民)	戸田 邦司 (平成)	(8. 11. 29 現在)

【選挙制度に関する特別委員会】

(20名)

委員長	武田 節子 (平成)	下稲葉 耕吉 (自民)	釘宮 馨 (平成)
理事	須藤 良太郎 (自民)	鈴木 貞敏 (自民)	淵上 貞雄 (社民)
理事	関根 則之 (自民)	中原 爽 (自民)	橋本 敦 (共産)
理事	平野 貞夫 (平成)	村上 正邦 (自民)	中尾 則幸 (民緑)
理事	久保 亘 (社民)	吉村 剛太郎 (自民)	江本 孟紀 (無欠)
	片山 虎之助 (自民)	大森 礼子 (平成)	矢田部 理 (新社)
	上吉原 一天 (自民)	勝木 健司 (平成)	(8. 11. 29 現在)

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

(20名)

委員長	榑崎	泰昌 (自民)	高木	正明 (自民)	福本	潤一 (平成)
理事	鈴木	栄治 (自民)	長峯	基 (自民)	鈴木	和美 (社民)
理事	永田	良雄 (自民)	橋本	聖子 (自民)	吉岡	吉典 (共産)
理事	星野	朋市 (平成)	三浦	一水 (自民)	萱野	茂 (民緑)
理事	照屋	寛徳 (社民)	加藤	修一 (平成)	島袋	宗康 (二院)
	板垣	正 (自民)	風間	昶 (平成)	奥村	展三 (さき)
	尾辻	秀久 (自民)	高野	博師 (平成)		(8. 11. 29 現在)

【地方分権及び規制緩和に関する特別委員会】

(20名)

委員長	猪熊	重二 (平成)	北岡	秀二 (自民)	和田	洋子 (平成)
理事	久世	公堯 (自民)	陣内	孝雄 (自民)	大脇	雅子 (社民)
理事	斎藤	文夫 (自民)	谷川	秀善 (自民)	上山	和人 (社民)
理事	小林	元 (平成)	野沢	太三 (自民)	吉川	春子 (共産)
理事	一井	淳治 (社民)	服部	三男雄 (自民)	小島	慶三 (民緑)
	阿部	正俊 (自民)	小山	峰男 (平成)	椎名	素夫 (無ク)
	亀谷	博昭 (自民)	続	訓弘 (平成)		(8. 11. 29 現在)

【中小企業対策特別委員会】

(20名)

委員長	大島	慶久 (自民)	塩崎	恭久 (自民)	渡辺	孝男 (平成)
理事	石渡	清元 (自民)	中曾根	弘文 (自民)	齋藤	勁 (社民)
理事	二木	秀夫 (自民)	平田	耕一 (自民)	薬科	満治 (社民)
理事	今泉	昭 (平成)	真鍋	賢二 (自民)	西山	登紀子 (共産)
理事	前川	忠夫 (社民)	阿曾田	清 (平成)	国井	正幸 (民緑)
	景山	俊太郎 (自民)	鈴木	正孝 (平成)	西川	潔 (二院)
	小山	孝雄 (自民)	西川	玲子 (平成)		(8. 11. 29 現在)

【国会等の移転に関する特別委員会】

(20名)

委員長	梶原	敬義 (社民)	鈴木	政二 (自民)	平田	健二 (平成)
理事	中曾根	弘文 (自民)	保坂	三蔵 (自民)	山本	保 (平成)
理事	溝手	顕正 (自民)	真島	一男 (自民)	赤桐	操 (社民)
理事	山崎	順子 (平成)	松浦	孝治 (自民)	緒方	靖夫 (共産)
理事	瀬谷	英行 (社民)	矢野	哲朗 (自民)	伊藤	基隆 (民緑)
	太田	豊秋 (自民)	小川	勝也 (平成)	江本	孟紀 (無ク)
	佐藤	泰三 (自民)	片上	公人 (平成)		(8. 11. 29 現在)

【行財政改革・税制等に関する特別委員会】

(45名)

委員長	遠藤 要 (自民)	杏掛 哲男 (自民)	小山 峰男 (平成)
理事	片山 虎之助 (自民)	嶋崎 均 (自民)	菅川 健二 (平成)
理事	倉田 寛之 (自民)	関根 則之 (自民)	鈴木 正孝 (平成)
理事	永田 良雄 (自民)	竹山 裕 (自民)	浜四津 敏子 (平成)
理事	松谷 蒼一郎 (自民)	中島 真人 (自民)	和田 洋子 (平成)
理事	荒木 清寛 (平成)	長峯 基 (自民)	久保 亘 (社民)
理事	寺澤 芳男 (平成)	保坂 三蔵 (自民)	日下部禧代子 (社民)
理事	一井 淳治 (社民)	三浦 一水 (自民)	清水 澄子 (社民)
理事	筆坂 秀世 (共産)	宮澤 弘 (自民)	角田 義一 (社民)
理事	今井 澄 (民緑)	吉村 剛太郎 (自民)	聽濤 弘 (共産)
	石川 弘 (自民)	石田 美栄 (平成)	吉岡 吉典 (共産)
	岩井 國臣 (自民)	泉 信也 (平成)	笹野 貞子 (民緑)
	狩野 安 (自民)	岩瀬 良三 (平成)	中尾 則幸 (民緑)
	亀谷 博昭 (自民)	牛嶋 正 (平成)	佐藤 道夫 (二院)
	久世 公堯 (自民)	小林 元 (平成)	田村 公平 (無ク)

(8. 11. 29 現在)

【国際問題に関する調査会】

(25名)

会長	林田 悠紀夫 (自民)	笠原 潤一 (自民)	小川 勝也 (平成)
理事	板垣 正 (自民)	木宮 和彦 (自民)	木庭 健太郎 (平成)
理事	南野 知恵子 (自民)	北岡 秀二 (自民)	直嶋 正行 (平成)
理事	魚住 裕一郎 (平成)	塩崎 恭久 (自民)	梶原 敬義 (社民)
理事	益田 洋介 (平成)	馳 浩 (自民)	田 英夫 (社民)
理事	赤桐 操 (社民)	林 芳正 (自民)	笠井 亮 (共産)
理事	上田 耕一郎 (共産)	山本 一太 (自民)	田村 公平 (無ク)
理事	武田 邦太郎 (民緑)	石井 一二 (平成)	(8. 12. 9 現在)
理事	尾辻 秀久 (自民)	今泉 昭 (平成)	

【国民生活・経済に関する調査会】

(25名)

会長	鶴岡 洋 (平成)	大野 つや子 (自民)	小林 元 (平成)
理事	小野 清子 (自民)	太田 豊秋 (自民)	浜四津 敏子 (平成)
理事	片山 虎之助 (自民)	金田 勝年 (自民)	林 久美子 (平成)
理事	牛嶋 正 (平成)	鈴木 省吾 (自民)	角田 義一 (社民)
理事	水島 裕 (平成)	中島 真人 (自民)	三重野 栄子 (社民)
理事	日下部禧代子 (社民)	橋本 聖子 (自民)	笹野 貞子 (民緑)
理事	聽濤 弘 (共産)	平田 耕一 (自民)	水野 誠一 (さき)
理事	朝日 俊弘 (民緑)	三浦 一水 (自民)	(8. 12. 13 現在)
理事	上杉 光弘 (自民)	海野 義孝 (平成)	

【行財政機構及び行政監察に関する調査会】

(25名)

会長	井上	孝 (自民)	石渡	清元 (自民)	猪熊	重二 (平成)
理事	加藤	紀文 (自民)	上吉原	一天 (自民)	鈴木	正孝 (平成)
理事	守住	有信 (自民)	亀谷	博昭 (自民)	都築	譲 (平成)
理事	岩瀬	良三 (平成)	小山	孝雄 (自民)	千葉	景子 (社民)
理事	菅川	健二 (平成)	佐々木	満 (自民)	渡辺	四郎 (社民)
理事	一井	淳治 (社民)	武見	敬三 (自民)	山田	俊昭 (二院)
理事	山下	芳生 (共産)	宮澤	弘 (自民)	山口	哲夫 (新社)
理事	峰崎	直樹 (民緑)	矢野	哲朗 (自民)		(8. 12. 12 現在)
	井上	吉夫 (自民)	石田	美栄 (平成)		

【政治倫理審査会】

(15名)

会長	岩崎	純三 (自民)	大木	浩 (自民)	林	寛子 (平成)
幹事	青木	幹雄 (自民)	高木	正明 (自民)	及川	一夫 (社民)
幹事	宮澤	弘 (自民)	真鍋	賢二 (自民)	梶原	敬義 (社民)
幹事	平井	卓志 (平成)	大久保	直彦 (平成)	橋本	敦 (共産)
	板垣	正 (自民)	鶴岡	洋 (平成)	伊藤	基隆 (民緑)
						(召集日 現在)

【参議院制度改革検討会】

(11名)

座長	前田	勲男 (自民)	泉	信也 (平成)	吉川	春子 (共産)
	斎藤	文夫 (自民)	鶴岡	洋 (平成)	伊藤	基隆 (民緑)
	宮崎	秀樹 (自民)	寺崎	昭久 (平成)	椎名	素夫 (無ク)
	矢野	哲朗 (自民)	及川	一夫 (社民)		(8. 12. 3 現在)

1 本会議審議経過

○平成8年11月29日（金）

開 会 午前10時1分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

議長は、新たに当選した議員芦尾長司君を議院に紹介した。

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査のため委員20名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、中小企業に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る中小企業対策特別委員会、行財政改革・税制等に関する調査のため委員45名から成る行財政改革・税制等に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、地方分権の推進及び規制緩和に関する調査のため委員20名から成る地方分権及び規制緩和に関する特別委員会、国会等の移転に関する調査のため委員20名から成る国会等の移転に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

休 憩 午前10時5分

再 開 午後2時47分

日程第2 会期の件

本件は、20日間とすることに決した。

日程第3 国務大臣の演説に関する件

橋本内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散 会 午後3時16分

○平成8年12月3日（火）

開 会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第2日）

林寛子君、大木浩君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散 会 午前11時51分

○平成8年12月4日(水)

開 会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第3日)

梶原敬義君、上田耕一郎君は、それぞれ質疑をした。

休 憩 午前11時37分

再 開 午後1時1分

休憩前に引き続き、笹野貞子君、宮澤弘君、宮崎秀樹君、牛嶋正君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散 会 午後2時48分

○平成8年12月5日(木)

開 会 午後4時1分

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上3案は、日程に追加し、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、第1の議案は全会一致をもって可決、第2及び第3の議案は可決された。

日程第1 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第2 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午後4時12分

○平成8年12月16日（月）

開 会 午後零時1分

日程第1 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案及び農業協同組合法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、藤本農林水産大臣から趣旨説明があった後、高橋令則君、須藤美也子君、国井正幸君がそれぞれ質疑をした。

散 会 午後1時3分

○平成8年12月17日（火）

開 会 午後4時31分

日程第1 著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

人権擁護施策推進法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

農業協同組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、日程に追加し、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、第1の議案は全会一致をもって可決、第2の議案は可決された。

散 会 午後4時42分

○平成8年12月18日（水）

開 会 午前10時1分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、原子力安全委員会委員に佐藤一男君、住田健二君、国会等移転審議会委員に新井明君、有馬朗人君、池口小太郎君、石井進君、石井威望君、石井幹子君、石原信雄君、宇野収君、海老沢勝二君、下河辺淳君、寺田千代乃君、中村桂子君、中村英夫君、野崎幸雄君、平岩外四君、堀江湛君、牧野洋一君、溝上恵君、宮島洋君、鷲尾悦也君、公害健康被害補償不服審査会委員に入山文郎君、加藤陸美君、社会保険審査会委員に古賀章介君、運輸審議会委員に村田恒君、電波監理審議会委員に奥田正司君、日本放送協会経営委員会委員に櫻井孝穎君、中村桂子君を任命することに同意することに決し、原子力安全委員会委員に松原純子君、科学技術会議議員

に熊谷信昭君、臨時大深度地下利用調査会委員に菅原進一君、公正取引委員会委員に柴田章平君、中央更生保護審査会委員に田本勇君、増井清彦君、社会保険審査会委員に塚本宏君、日本放送協会経営委員会委員に加藤秀俊君、尚弘子君、労働保険審査会委員に加藤繁夫君、川西利興君を任命することに全会一致をもって同意することに決した。

日程第1ないし第18の請願

本請願は、建設委員長外7委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

内閣委員会

- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査
- 国の防衛に関する調査

地方行政委員会

- 地方行政の改革に関する調査

法務委員会

- 法務及び司法行政等に関する調査

外務委員会

- 国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

- 租税及び金融等に関する調査

文教委員会

- 教育、文化及び学術に関する調査

厚生委員会

- 社会保障制度等に関する調査

農林水産委員会

- 農林水産政策に関する調査

商工委員会

- 産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

- 運輸事情等に関する調査

逓信委員会

- 郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査

労働委員会

- 労働問題に関する調査

建設委員会

- 建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会

- 予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 平成6年度一般会計歳入歳出決算、平成6年度特別会計歳入歳出決算、平成6年度国税収納金整理資金受払計算書、平成6年度政府関係機関決算書
- 平成6年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成6年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 平成6年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（予備審査）
- 平成6年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（予備審査）
- 平成6年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（予備審査）
- 平成7年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（予備審査）
- 平成7年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（予備審査）
- 平成7年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（予備審査）
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

- 議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

- 科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

- 公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

- 災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

- 選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

地方分権及び規制緩和に関する特別委員会

○地方分権の推進及び規制緩和に関する調査

中小企業対策特別委員会

○中小企業対策樹立に関する調査

国会等の移転に関する特別委員会

○国会等の移転に関する調査

行財政改革・税制等に関する特別委員会

○行財政改革・税制等に関する調査

国際問題に関する調査会

○国際問題に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

○国民生活・経済に関する調査

行財政機構及び行政監察に関する調査会

○行財政機構及び行政監察に関する調査

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

休 憩 午前10時11分

再開するに至らなかった。

2 国務大臣の演説・質疑の概要

○平成8年11月29日（金）

【橋本内閣総理大臣の所信表明演説】

〔はじめに〕

第139回国会の開会に当たり、私の所信を申し上げます。

さきの国会におきまして再び内閣総理大臣の重責を担うこととなりました。国民の皆様の御支持と御期待にこたえることができるよう、国政の遂行に全力を傾ける決意であります。

まず初めに、最近、行政に対する信頼を失墜させる事態が続いたことはごんきにたえません。綱紀の肅正を徹底するよう重ねて求めなければならない状況を本当に残念に思います。公務員諸君には、この国の置かれた状況を十分認識し、国民全体の奉仕者であることを自覚した上で、襟を正し、矜持と使命感を持ってそれぞれの部署で職務に全力を尽くすよう改めて強く求めます。また、同時に、政治の責任も痛感しております。

今日、高度情報通信の発達、東西対立の終えんなどによって世界は急速に一体化し、人、物、資金、情報が自由に移動する社会に向けて目覚ましい変貌を遂げつつあります。他方、我が国は、急速な人口の高齢化の進展、財政の危機的状況、産業の空洞化など山積する課題に直面し、これらを放置すれば世界の潮流から取り残されかねない状況にあります。我々の世代はもちろん、次の世代のためにも、今こそ政治、行政、経済、社会の「変革と創造」を何としてもやり遂げなければなりません。

私は、国民一人一人が将来に夢や目標を抱き、創造性とチャレンジ精神を存分に発揮できる社会を目標とします。その実現のために、行政改革、経済構造改革、金融システム改革、社会保障構造改革、財政構造改革の5つの改革を本内閣の最重要課題といたします。3党政策合意に基づく協力関係のもと、政策面で考え方を一にする方々とも協力しながら、新しい世紀の幕あけを国民全体が希望に満ちた気持ちで迎えることができるよう、改革の実行に全力を尽くします。

沖縄に係る諸課題は、5つの改革と並ぶ本内閣の最重要課題であります。日米安全保障体制を維持するための負担は、本来、国民全体で等しく負うべきものです。沖縄の方々が背負ってこられた重荷を国民全体で分かち合うとの姿勢に立ち、沖縄の方々との信頼関係を築くことができるよう、これまで最大限努力してまいりましたが、課題の解決に向け、引き続き強い決意を持って全力で

取り組んでまいります。

〔中央省庁再編を中核とする国民本位の行政改革〕

行政改革が国民的課題の中心であることは言うまでもありません。我が国の行政システムは、戦後、貧困や社会の不平等を解消しながら、効率的に経済を発展させるという明確な政策目標のもとでは有効に機能してまいりましたが、近年、複雑多岐にわたる行政課題に直面し、その限界を露呈しております。時代の変化に的確に対応でき、国民のニーズに合ったサービスを効率的に提供できる行政に生まれ変わらせるために、行政サービスの内容と提供の仕方を抜本的に見直さなければなりません。

私は、この国民本位の行政改革を中央省庁の再編を中核として進めてまいります。私みずからが会長となる行政改革会議において、21世紀における国家機能のあり方、それを踏まえた行政機関の再編のあり方と官邸の機能強化策という3つの課題について検討し、発足後1年以内に成案を得る考えです。その結論に基づき、平成10年の通常国会に所要の法案を提出し、法案成立後、関係法律の整備など新体制への移行に必要な準備を進め、遅くとも5年以内、できれば21世紀が始まる2001年1月1日に移行を開始することを目指したいと考えます。また、中央省庁全体の再編に先駆け、日本銀行及び金融行政機構のあり方については、与党3党の大蔵省改革についての報告を踏まえ、次期通常国会に所要の法案を提出したいと考えております。

国家機能のあり方について、私が、外交、防衛、治安、財政など国家存続のための機能、経済と産業、国土の保全・開発、科学技術など国の富を拡大する機能、社会福祉、雇用、環境など国民生活を保障する機能、教育や国民文化を醸成、伝承する機能の4つの機能に分けて検討することを提案したのは、まず、国家機能のあり方について幅広く議論することが何よりも重要と考えたからであります。中央省庁の再編は、行政機構の単なる再分類ではありません。現在の政府の業務を当然のものとすることなく、国が直接関与すべき業務の範囲はどこまでかを十分に吟味し、政策の遂行に最もふさわしい省庁体制をつくり上げなければなりません。その際、再編後の経済社会の変化に柔軟に対応できる組織編成とすること、国民の立場に立って総合的に政策を展開できるよう分野を大ぐりにすること、そして個別の政策を担当する各省庁が官邸のリーダーシップのもとで迅速かつ効果的に対応できる仕組みを導入すること、この3点をぜひ実現したいと考えております。

大胆な規制の撤廃や緩和、地方や民間への業務と権限の委譲による行政のスリム化を進め、これをもとに中央省庁の再編に取り組まなければ、国民本位の行政改革とは言えません。規制の撤廃・緩和については、情報通信、物流、金

融、土地・住宅、雇用、医療・福祉の6分野を中心に、また、行政改革委員会の意見を最大限尊重して来年3月末までに規制緩和推進計画を再改定いたしますが、これにとどまらず、経済的規制は原則排除し、社会的規制は白地から見直し、必要最小限のものに絞り込んでまいります。官民の役割分担に関しては、行政改革委員会から出される判断基準を指針として、分野ごとに精力的な検討を進めます。地方分権に関しては、地方分権推進委員会の具体的な指針の勧告をいただき次第、実効ある推進計画の策定に着手し、総合的かつ計画的に地方分権を進めます。その際、厳しい地方財政の状況を深刻に受けとめ、地方公共団体みずからが、身近な行政を担う責任を全うするとの決意を持って、徹底した行財政改革に取り組むことを強く期待します。同時に、情報公開法の早期制定にも努力いたします。

5つの改革、なかんずく行政改革にはいろいろな抵抗や困難が予想されますが、私は、我が身を燃焼させ尽くしてもやり抜きます。その努力が実を結ぶよう国民の皆様の強力な御支援、御協力をお願い申し上げます。

〔産業の空洞化と高齢社会の到来に対応する経済構造改革〕

経済はこのところ緩やかな回復を続けておりますが、従来の景気回復局面とは異なり、雇用情勢や中小企業分野においてなお厳しい状況が続いております。また、長期的には、高齢化が進む一方で労働力人口が減少に転じ、潜在的な成長力が低下する懸念があります。景気の回復に万全を期することは当然であります。富を拡大する経済力、技術力がなければ、豊かな国民生活はもちろん、健全な財政や質の高い福祉は実現できません。国境を越える企業活動が飛躍的に増大し、国のシステム自体が産業の国際競争力を左右する時代において、経済全体の効率性と柔軟性を高めることは国家的課題であります。産業の空洞化や本格的な高齢社会の到来への対応が手おくれにならないよう、経済構造改革のための総合的な対策を早急に講じなければなりません。

空洞化への対応のかぎは新規産業分野の創出であり、その自律的な発展基盤を整備するため、資金、科学技術、人材の3つの観点からの対応が必要です。特に、科学技術面においては、基礎的な研究を充実させ、産学官の連携を促進するとともに、情報通信、バイオテクノロジーなど、分野ごとの実情に応じた技術開発政策を推進します。人材面においては、創造性に富み革新的な研究者、技術者や経営者が輩出される環境づくりに力を入れます。同時に、我が国産業の国際競争力の源泉である物づくりを支え、地域の経済と雇用の担い手であるすそ野産業や中小企業の活力が失われることがないように、技術・技能の集積する地域において空洞化対策を進めてまいります。さらに、高コスト構造の是正によって我が国を産業活動の魅力ある舞台とし、質の高い雇用機会をつくり出

すために、徹底した規制の撤廃・緩和、企業と労働に関する諸制度の改革、人、物、情報の効率的な移動を支える基盤整備などを行います。

これらの政策を政府全体で強力に推進するため、政府としての基本的な方針と直ちに実現に着手すべき事項を来月半ばにも決定し、来年度以降具体化する事項についての推進計画を来春までに策定いたします。また、来年度予算の編成に当たっては、経済構造改革のために設けた特別措置について、最終的に私が政策の優先度を判断し、大蔵大臣に指示いたします。

〔ニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際金融市場の復権〕

金融分野にも空洞化の問題があります。欧米の金融システムは、大胆な規制緩和と高度な情報通信技術を背景として新たな金融技術や金融商品が登場するなど、この10年間に大きく変革しました。また、欧州においては、通貨統合によって新しい通貨、ユーロが誕生しようとしており、通貨としての円の国際的地位を向上させることも大切です。金融システム改革は、世界でも有数の1,200兆円に上る個人金融資産を保有し、高齢社会の到来を控える我が国にとって金融資産を有利に運用できる場をつくるために不可欠であり、この資金を新規産業などの成長分野や、世界の国々に円滑に供給することは、我が国のみならず世界の繁栄につながります。また、利用者の立場から見れば、例えば、銀行、証券、保険の分野のより広い競争を促進したり、取扱業務を拡大することによって、多様な商品やサービスの中から幅広い選択をすることが可能となるものです。2001年までに東京市場をニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際金融市場に復権することを目標に、フリー、フェア、グローバル、すなわち市場原理が働き自由であること、透明で信頼できること、国際的で時代を先取りすることを3原則に掲げ、規制の撤廃・緩和、ディスクロージャーの充実徹底、会計制度の見直しや法制度の整備などに関係省庁が一体となって取り組みます。

〔長生きしてよかったと思える社会の建設〕

子供たちが健やかに生まれ育つことができ、老いと病の不安を和らげることのできる社会、だれもが長生きしてよかったと思える社会を建設することは政治の基本です。人々が念願した長寿を現実のものとするようになるようになった今、老後生活の最大の不安の一つは、自分や配偶者が介護を必要とする状態になることです。高齢者の半数近くが一人きりあるいは夫婦だけで暮らしている、また、介護が長期にわたることが介護する方の負担を大きなものにしていく、そうした現実を踏まえて介護を社会全体で支える仕組みを早急につくらなければなりません。介護保険制度は、民間の創意工夫を最大限活用しながら、保健、医療、福祉にわたるサービスを一体的に提供し、在宅介護など介護を受ける方が自由にサービスを選択し、できるだけ自立した生活ができることを目

指すものであり、今国会に関連法案を提出いたします。

介護保険制度の創設は、医療、年金、福祉を通じた横断的な見直しを行い、21世紀にふさわしい社会保障を実現する契機でもあります。現在、高齢者1人は働く世代5人弱で支えられていますが、20年後の2015年にはその半分の2.5人で支えなければならなくなります。給付の内容と給付に必要な負担の水準についての国民的議論を行いながら、民間からの参入などにより利用者の選択の幅を広げ、質の高いサービスを効率的に提供できる体制を整備します。中でも構造的赤字体質に陥っている医療保険の現状を直視し、21世紀にも安心して適切かつ効率的な医療サービスを人々が受けられるよう、医療提供体制と医療保険制度全般にわたる総合的な改革を段階的に実施することとし、医療保険改革法案を次期通常国会に提出する考えです。

未来に大きな可能性を持つ子供たちが健やかに育つ環境をつくり上げることは、我々大人の責務です。将来を担う青少年がいじめや非行によって傷つくことは憂慮にたえません。正義感や公正さを重んじる心、他人への思いやりや弱い者を助ける勇気、ふるさとや国を愛する心は、家族の触れ合い、学校教育、地域社会とのかかわりが相まって培われるものです。みずからの夢や目標のために努力すると同時に、国際社会の一員としての自覚を持って国や社会の将来に積極的にかかわっていく世代を育てるために、知識を教え込むだけでなく、伸び伸びと「生きる力」をはぐくむ教育を目指します。また、我が国の教育が平等性、均質性を重視する余り、一人一人の個性と創造力を十分に伸ばしてこられなかったことは否定できません。国際化時代に対応できる豊かな人間性を持ち活力にあふれた人材を育てる教育を実現するよう積極的に取り組みます。同時に、仕事と育児の両立を支える雇用環境など、子供たちが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進します。

国民一人一人がお互いを尊重し、社会のあらゆる分野に参画し、ともに社会を支えることは、民主主義の原点です。このため、女性と男性が支え合い、喜びも責任も分かち合える男女共同参画社会の実現に向け、年内に新たな国内行動計画を策定いたします。また、人権が守られ、差別のない公正な社会の実現に向け、人権の擁護に関する施策を推進するとともに、差別意識の解消に向けた教育と啓発、人権侵害による被害の救済などに関する法案を今国会に提出いたします。

これらの課題とともに、豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる国づくりも重要です。東京圏への一極集中や、阪神・淡路大震災の教訓などを踏まえ、複数の国土軸の形成を含む新しい全国総合開発計画の策定、災害対策の充実、危機管理体制の強化に努めるとともに、移転先候補地の選定という段階を

迎えた首都機能移転に積極的に取り組みます。阪神・淡路大震災の被災地の住宅を初めとする生活の再建、経済の復興、安全な地域づくりについては、引き続き最大限努力します。また、最近の治安情勢にかんがみ、総合的な銃器対策を引き続き推進するとともに、薬物対策や組織犯罪対策にも力を入れ、市民生活の安全と国民の皆様の信頼を確保するよう努めます。

〔豊かな国民生活の実現と後世代への責任を果たすための財政構造改革〕

豊かな国民生活を実現するとともに、子供や孫たちに対する責任を果たすためには、財政を健全化し、歳出を経済社会の発展に寄与する分野に重点化しなければなりません。来年度予算編成に向けて、財政構造改革元年にふさわしいものとして、既存の歳出に思い切ってメスを入れるとともに、3兆円以上の公債減額を実現するよう最大限努力いたします。社会資本の整備については、国民生活の質の向上に直結する分野や次世代の発展基盤となる分野への重点化を図るとともに、道路、下水道、港湾、さらには農業農村整備などの公共事業について、各省の枠を超えた連携、建設費用の低減、費用効果分析の活用などを通じ投資効果を高めます。さらに、中期的な財政健全化目標の設定に積極的に取り組み、財政再建のための法律についても検討を進めてまいります。財政構造改革は痛みを伴うものでもあり、政府のみならず幅広く国民的議論を行い、その上で決断し、推進することが政治の責任であります。

財政構造改革を推進するためにも、所得税、個人住民税の恒久減税と一体となった消費税率の引き上げ及び地方消費税の導入については、予定どおり来年4月から実施させていただきます。その際、真に手を差し伸べるべき弱い立場の方々に対し、臨時給付金の交付など必要な措置を講じてまいります。

〔世界の平和と繁栄のための積極的外交〕

多くの国が民主化と経済開放を基礎とした国づくりを進めている今日、私は、この流れを一層確固たるものとし、国際社会が平和と繁栄を手にすることができるよう、自由、民主主義、市場経済体制など同じ価値や理念を共有する諸国とともに積極的な外交を展開してまいります。

日米関係は我が国外交の基軸であり、また、政治、経済、地球規模の課題など幅広い分野における協力関係は、アジア太平洋地域の平和と繁栄のかなめであります。中でも日米安全保障体制は、我が国の安全にとって必要不可欠であるとともに、この地域の平和と安定に大きな意義を持っており、日米防衛協力のための指針の見直しなど、その一層の充実に努めます。日米安保条約の目的を達成するためには、米軍の施設・区域の安定的な使用を確保する必要がありますが、その約75%が集中している沖縄における施設・区域の整理・統合・縮小に関しては、日米特別行動委員会の作業を成功裏に終結させ、普天間飛行場

の返還などその合意内容を実現するために最大限努力してまいります。さらに、この問題については、内閣の最重要課題の一つとして引き続き日米間で協議を行ってまいります。また、基地所在市町村を含む沖縄が地域経済として自立し、雇用が確保され、県民生活が向上するよう、そして我が国の発展に寄与する地域として整備されるよう、沖縄県とともに沖縄振興策を真剣に検討し、内閣を挙げてこれを推進します。

日米関係と並び、我が国が属するアジアの諸国との関係も極めて重要です。政治の安定と経済の発展が好ましい形で循環している状況が一層発展するよう、アジア諸国との友好協力関係の強化に努めるとともに、ASEAN地域フォーラム、APECなどの地域的枠組みに積極的に貢献します。特に、APECについては、今回のフィリピン会合において、自由で開かれた貿易と投資のための個別行動計画が取りまとめられ、ビジョンの段階から行動の段階に移行できたことは大きな成果でした。また、共通の未来のために経済技術協力を貿易・投資の自由化・円滑化と並ぶ車の両輪として推進していくこと、民間活動との連携によりビジネスに役立つ成果を上げるよう行動することに合意できたことも極めて有意義であったと考えます。

中国は我が国の隣国であり、相互信頼に基づく関係を強化することは我が国外交の大きな課題であります。中国との関係では、24日の日中首脳会談の際に、日中関係は、両国はもとより、アジア太平洋、さらには世界全体の平和と繁栄のために重要であり、この認識に立って日中関係の一層の発展のためにともに努力することで一致しました。日中両国民が明年の国交正常化25周年を心から祝福できるよう力を尽くします。また、朝鮮半島に関しては、我が国は韓国との友好協力関係を基本としており、その関係を一層強化するとともに、朝鮮半島の平和と安定に向け、引き続き積極的に取り組んでまいります。

ロシアとの関係では、さまざまな分野における協力を積極的に進めるとともに、東京宣言に基づき、北方領土問題を解決し、平和条約を締結して関係の完全な正常化のため努力する考えであり、ロシア政府の真剣な取り組みを強く希望します。

この秋には、欧州諸国を中心に多くの賓客が我が国を訪問されました。本年3月にはアジア欧州会合が初めて開催されるなど、アジアと欧州との関係も新しい展開を遂げております。世界の3極を構成する欧州諸国との友好協力関係の深化に努めます。

地域紛争、軍備管理・軍縮、人口、開発、環境など国際社会が抱える問題に関しては、国連平和維持活動への貢献や政府開発援助の実施を含め、解決に向けて主体的に貢献します。また、我が国は、明年1月から安保理非常任理事国

となることを踏まえ、国連がこれらの問題の解決に大きな役割を果たしていけるよう一層の貢献を行うとともに、全体として均衡のとれた国連改革の実現に努めます。安保理常任理事国入りの問題については、国連改革の進捗状況やアジア近隣諸国を初め国際社会の支持と一層の国民的理解を踏まえて対処します。我が国が目標とする核兵器のない世界を実現する上で、包括的核実験禁止条約が採択され、我が国を含む多くの国が署名したことは歴史的な一歩です。条約に署名した諸国とともに条約の早期発効に努力し、条約及び関係法案を早期に国会に提出いたします。

世界経済の発展は、自由で無差別な貿易と投資に多くを依存しております。これを確保することは、資源を持たない我が国にとって極めて重要な政策課題であるとともに、我が国が積極的なリーダーシップを発揮することができる分野です。来月シンガポールで開催される第1回WTO閣僚会議の成功に貢献するなど、この分野における多角的枠組みの維持強化に向けて最大限努力してまいります。

私は、我が国の技術や経験が世界に貢献できる分野では積極的に提案し、その実現に努力します。リヨン・サミットで提案した世界福祉構想は、お互いの知恵と経験を分かち合い持続可能な社会保障制度を確立することが人類の福祉の向上につながることを意図したものであり、その具体化のために、東アジア社会保障担当閣僚会議を来週沖縄で開催いたします。

〔むすび〕

以上、私の所信を申し述べてまいりました。

本日申し上げた5つの改革は、我が国と世界の将来を見据えて取り組むべきものであり、その実行は政治の責任であります。政治に携わる者すべてが、透明で民主的な政治、将来を真剣に考える政策中心の政治を心がけなければなりません。同時に、これらの改革は、行政や公務員に対する信頼なくしては実行できません。公務員諸君が深く自戒するとともに、組織全体としても不祥事を引き起こす土壤がないか厳しく反省し、国民の信頼を取り戻すための最大の努力をするよう重ねて求めます。

目前にある問題が困難であればあるほど、その解決に真正面から取り組み、国民の皆様の問題の所在を率直にお話しし、解決策をともに考え、果敢に実行しなければなりません。大胆な改革には摩擦が伴います。既存の制度や枠組みのもとでこれまで当然と考えられてきたことが問い直され、大きな変化や厳しい現実直面する場合も出てまいります。しかし、私は、これを乗り越えて私たちの世代の責任において決断し、実行し、よりよい社会を次の世代に引き継ぎたいと願っております。

国民の皆様並びに各党各会派の議員各位の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

【主な質疑項目・答弁の概要】

以上の演説に対する質疑は、12月3日、4日の両日行われた。その主な質疑項目及び答弁の概要は以下のとおりである。

—— 質疑者 —— （発言順）

林 寛子君（平成）	大木 浩君（自民）	梶原 敬義君（社民）
上田耕一郎君（共産）	笹野 貞子君（民緑）	宮澤 弘君（自民）
宮崎 秀樹君（自民）	牛嶋 正君（平成）	

〔政治姿勢〕

国民に政治に関心を持っていただけるように我々政治家は不断に努力をしなければならないし、国民の政治を見る目、その背後にある政治課題を真剣に問うていかなければならないと思っている。

行政改革を初めとする5つの改革を実行していくことが政治の責任であり、透明で民主的な政治、将来を考える政策中心の政治に全力を尽くしていきたい。

〔官僚の不祥事〕

先般、事務次官会議において綱紀粛正の徹底を指示した。また、各省官房長が具体的な対策を立てるべく検討を続けており、早急に結論を得て、綱紀粛正の徹底を図ることにより再発防止に万全を期していく。

同時に、官民の役割の見直し、地方分権の推進、規制緩和等により、官の役割を基本的に減少させていくことがこうした事件をなくしていくためにも大切なことと考えている。

〔外交・安全保障〕

○沖縄米軍基地

個々の施設・区域の返還については地元の理解と協力がなければ進められるものではない。SACOの最終報告とともに示された時期までに返還を実現すべく、米側及び沖縄県との協力を行いながら最大限努力していきたい。

普天間の代替ヘリポートについては、新たに設置される普天間実施委員会において、遅くとも明年12月までに実施計画を策定することとしている。

○日米防衛協力のための指針の見直し

主な研究・協議事項のうち、日本周辺地域において発生し得る事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合の協力については、憲法の枠内で具体的な機能及び分野を抽出し、日米防衛協力の今後のあり方について検討を行うこととしており、現時点でその具体的内容を申し上げるのは困難である。

〔経済・産業〕

○経済構造改革

産業空洞化、高齢化等の問題に対応して経済活力を維持していくために、経済構造改革を総合的に進めていかなければならない。新規産業の創出や魅力のある事業環境の整備などに向け、規制緩和、企業と労働に関する諸制度の改革、技術開発など、これらの政策を強力に推進していくために、経済構造の変革と創造のためのプログラムを今月半ばにも策定したいと努力している。

○日米経済関係

保険、航空協議の問題については、双方の解決のために引き続き真剣に努力をしていくとともに、両国間の緊張の種とならないよう努めていく。

今後、日米間で生じ得る経済問題は、国際ルールにのっとって早期かつ冷静に解決していきたい。

〔税制改革〕

○消費税

益税問題については、来年4月の消費税率の引き上げと同時に限界控除制度を廃止するなど中小特例措置を大幅に縮減する。また、臨時給付金の交付など、さまざまな配慮により、消費税の定着を図っていきたい。

軽減税率については、税率5%のもとでは価格低下の効果に疑問のあること、その範囲を合理的に定めることが難しいという問題点が以前から指摘されており、将来の課題として慎重に検討されるべきものではないかと思う。

○法人税

法人課税については、現在、税制調査会で議論されているが、税の公平中立等の基本的な視点に加えて、我が国の産業構造の変化などの観点も踏まえなが

ら、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるといった基本的な方向に沿って見直しを行うことが適当である。

〔行財政改革〕

○行政改革会議

21世紀における国家機能のあり方、それを踏まえた中央省庁の再編という問題及び官邸機能の強化という点に絞り込んで検討し、1年以内に成案を得ることとしている。この過程においては、委員以外の方々からも幅広く意見を伺っていきたい。

○地方分権の推進

年内に地方分権推進委員会から機関委任事務制度の見直しを中心とした第1弾の勧告が行われる。これをいただき次第、推進計画の策定に着手し、補助金、税財源、地方行政体制のあり方などについての第2弾の勧告とあわせ、地方分権推進法の趣旨に沿って総合的かつ計画的な地方分権を推進していく。

○財政再建

現在の財政構造をそのまま放置したならば、歳出歳入のギャップがさらに拡大し、公債残高は急激に累増していくことになる。このような財政構造を放置することは許されないことから、財政構造改革を強力に進めていく。

さらに、中期的な財政健全化目標の設定に積極的に取り組み、財政再建のための法律についても検討を進めていきたいと考えている。

○金融システム改革

金融の検査・監督体制のあり方については、与党とも相談をしながら、早期に具体的な結論を得て、次の通常国会に所要の法案を提出したい。

改革後の機構は、さまざまな金融機関をその対象とすることが望ましいと考えており、その場合、総理府に置くことになるのではないかと想定している。

〔阪神・淡路大震災〕

被災地の復興については現内閣の最重要課題の一つであると認識しており、これまで住宅建設、家賃の問題などの解決に努力をしてきた。今後ともに政府が一丸となって被災地の一日も早い復興に向けて全力を挙げて取り組む。

被災地の復興に必要な経費については、補正予算への計上を検討するなど、その確保につき適切に対処していく。

〔社会保障・福祉〕

○医療保険改革

今後とも良質かつ適切な医療を提供していくためには、それを支える医療保険制度を安定的に運営していくための改革は避けて通れない。このため、平成9年に医療保険制度の抜本的な見直しに着手するとともに、給付と負担の見直しを初めとする医療保険改革法案を次期通常国会に提案したい。

○介護保険制度

介護サービスの財源を安定的に確保していくためには、給付と負担の組み合わせが明確であり、国民の理解の得やすい保険料と税金を組み合わせた社会保険方式が適当という選択をした。これにより利用者によるサービスの自主的な選択が可能となり、多様な事業主体の参入によって民間活力の活用が進むといった効果をも考えている。

〔その他〕

○男女雇用機会均等法の見直し

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を図ることは重要な課題だと考えている。こうした観点から、均等法と労働基準法における女子保護規定について婦人少年問題審議会において見直しが進められており、その検討結果を踏まえながら次期通常国会への法案提出を目指したい。

○青少年の薬物乱用

薬物乱用が若年化の傾向が見られることは非常に憂慮すべき点と感じている。政府としては、関係機関との連携を密にし、水際での取り締まりや青少年等に対する予防啓発活動に今後とも積極的に取り組んでいく。

○アイヌ新法

現在、ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会の報告を受け、新たな施策を具体化するためにアイヌ関連施策関係省庁連絡会議を設けてその検討を深めている。政府としては次期通常国会に関係法案を提出できるよう努力していきたい。

1 委員会審議経過

【内閣委員会】

(1) 審議概観

第139回国会において、本委員会に付託された法律案は内閣提出3件、衆議院議員提出1件（予備付託）の計4件であり、衆議院議員提出の1件を除き可決した。

また、本委員会付託の請願5種類26件のうち、1種類2件を採択した。

〔法律案の審査〕

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年8月の給与についての人事院勧告を完全実施しようとするものであり、その内容は、一般職の職員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、通勤手当及び宿日直手当の額の改定を行うとともに、研究員調整手当の新設並びに筑波研究学園都市移転手当の廃止等を行い、あわせて、寒冷地手当の基準額の定額化等を行うとするものである。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い特別職の職員の給与の額を改定しようとするものである。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものである。

以上の給与関係3法律案については、12月5日、一括して議題とし、公務員の服務規律の在り方、寒冷地手当の見直し等について質疑が行われた。質疑終局後、一般職職員給与法等改正案に対し修正案が提出され、次いで、順次採決の結果、一般職職員給与法等改正案は、修正案を否決した後、全会一致をもって原案どおり可決され、特別職職員給与法改正案及び防衛庁職員給与法改正案は、いずれも多数をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

12月12日、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行った。

委員会においては、沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に関する件について外務大臣から説明を聴いた。

12月17日、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛

に関する調査を行った。

委員会においては、沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に関する件について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成8年12月5日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行うことを決定した。

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)

以上両案について武藤総務庁長官から趣旨説明を聴き、
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)について久間防衛庁長官から趣旨説明を聴き、
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)

以上3案について武藤総務庁長官、梶山内閣官房長官、久間防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

なお、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

(閣法第1号)	賛成会派	自民、平成、社民、共産、民緑
	反対会派	なし

(閣法第2号)	賛成会派	自民、平成、社民、民緑
	反対会派	共産

(閣法第3号)	賛成会派	自民、平成、社民、民緑
	反対会派	共産

○平成8年12月12日(木) (第2回)

- 沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に関する件について、池田外務大

臣から説明を聴いた。

○平成8年12月17日（火）（第3回）

- 沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に関する件について久間防衛庁長官、池田外務大臣、梶山内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行った。
- 請願第35号外1件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第45号外23件を審査した。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3） 成立議案の要旨・附帯決議

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第1号）

【要 旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成8年8月1日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の給与について、人事院勧告どおりの改定を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 全俸給表の全俸給月額を引き上げる。
- 2 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度額を30万7,500円（現行30万2,900円）に引き上げるとともに、科学技術に関する高度な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると認められる官職に新たに採用された職員に対し、支給月額の限度を10万円として、採用の日から10年以内の期間、新たに初任給調整手当を支給する。
- 3 扶養手当について、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族たる子に係る加算額を1人につき月額3,000円（現行2,500円）に引き上げる。
- 4 新たに研究員調整手当を設け、研究活動の状況、研究員の採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められる試験研究機関に勤務する研究員等に対し、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に100分の10以内の割合を乗じて得た額を月額として支給する。
- 5 通勤手当について、交通機関等を利用して通勤する職員に対する運賃等相当額の全額支給の限度額を月額4万5,000円（現行4万円）に引き上げる。なお、交通機関等と自動車等を併用して通勤する職員に対する支給月額についても同様に引き上げる。
- 6 筑波研究学園都市移転手当を廃止する。

- 7 宿日直手当の支給額の限度額を引き上げる。
- 8 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の限度額を日額3万8,500円（現行3万8,300円）に引き上げる。
- 9 寒冷地手当について、基準額の世帯等区分の改定及び定額化等を行う。
- 10 本法律は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。ただし、宿日直手当に関する改正規定は平成9年1月1日から施行し、科学技術に関する高度な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると認められる官職に新たに採用された職員に対して新たに初任給調整手当を支給する改正規定、研究員調整手当の新設に関する改正規定、筑波研究学園都市移転手当の廃止に関する改正規定、寒冷地手当に関する改正規定は平成9年4月1日から施行する。

【 附 帯 決 議 】

現下の厳しい財政事情及び社会状況にかんがみ、国民の理解を得るため、政府並びに人事院は、次の事項について速やかに適切な措置を講ずべきである。

- 一 更なる公務能率及び行政サービスの向上並びに一層の公正な公務運営の確保に努めること。
- 一 国民の公僕たる公務員は、国民から疑惑を招くことのないように一層の綱紀の肅正に努めること。
- 一 行政経費を抑制するため、その経費の見直しと合理化等格段の削減に努めること。

右決議する。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第2号）

【 要 旨 】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 内閣総理大臣、国务大臣、内閣法制局長官、政務次官等の俸給月額を引き上げる。
- 2 大使及び公使の俸給月額を引き上げる。
- 3 秘書官の俸給月額を引き上げる。
- 4 常勤及び非常勤の委員等に支給する日額手当の限度額を引き上げる。
- 5 本法律は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第3号）

【要 旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 参事官等俸給表の俸給月額及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き上げる。
- 2 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を10万5,600円（現行10万4,200円）に引き上げる。
- 3 一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、所要の規定の整備を行う。
- 4 本法律は、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴う規定の整備に関する改正規定を除き、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴う規定の整備に関する改正規定は、平成9年4月1日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案	衆	8.11.29	8.11.29 (予備)	8.12.5 可決 附帯決議	8.12.5 可決	8.11.29	8.12.5 可決 附帯決議	8.12.5 可決
2	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	〃	11.29	11.29 (予備)	12.5 可決	12.5 可決	11.29	12.5 可決	12.5 可決
3	防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	11.29	11.29 (予備)	12.5 可決	12.5 可決	11.29 安全保障	12.5 可決	12.5 可決

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
4	市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案	河村 たかし君 外4名 (8.11.29)	8.12.3		8.12.3 (予備)			8.12.3	継続審査	

【 地方行政委員会 】

(1) 審議概観

第139回国会において、本委員会に付託された法律案はなく、付託された請願1種類2件は、いずれも保留となった。

〔国政調査等〕

第138回国会閉会後の11月28日、政治団体「年金会」の政治資金収支報告書の記載内容、オレンジ共済の事業展開の可否、政党支部への寄附の有無、資金の運用実態とその保全、政治家と政治倫理綱領、悪質商法と消費者保護等の諸問題について、白川国務大臣、自治省、警察庁及び大蔵省当局に対する質疑が行われた。

12月17日、地方分権の推進と取組体制、地方消費税の導入と地方税財源の拡充、12・6蒲原沢土石流災害発生の原因究明、基礎年金番号の充実と加入者へのサービス向上、自治体職員の外国人採用における国籍条項の取扱い等の諸問題について、白川国務大臣、自治省政府委員、厚生省、林野庁、建設省及び文部省当局に対する質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成8年11月28日（木）（第138回国会閉会後第1回）

- 政治団体「年金会」をめぐる諸問題に関する件について白川国務大臣、自治省、警察庁及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○平成8年12月5日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 地方行政の改革に関する調査を行うことを決定した。
- 暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成8年12月17日（火）（第2回）

- 地方分権の推進に関する件、地方消費税に関する件、12・6蒲原沢土石流災害に関する件、基礎年金番号制度に関する件、自治体職員採用における

国籍条項に関する件等について白川国务大臣、政府委員、厚生省、林野庁、建設省及び文部省当局に対し質疑を行った。

- 請願第176号外1件を審査した。
- 地方行政の改革に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
9	地方税法の一部を改正する法律案	上田 清司君 外4名 (8.11.29)	8.12.3		8.12.3 (予備)			8.12.3	継続審査	

【法務委員会】

(1) 審議概観

第139回国会において、本委員会に付託された法律案は内閣提出3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願1種類14件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

本年の国家公務員の給与改定は、8月1日に改善率0.95%の人事院勧告が出され、9月20日、完全実施の方針が閣議決定された。今国会の召集日の11月29日、一般職の職員等の給与改定をするための法律案とともに、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案が提出された。

裁判官及び検察官の給与は、高等裁判所長官以上の裁判官及び検事長以上の検察官については、特別職の職員の給与に準じて定められており、その増額もおおむねこれに準じ、また、それ以外の裁判官及び検察官については、おおむねその額において対応する一般職の職員の給与の増額に準じて、それぞれ改定

するものとされている。

委員会においては、司法の一層の体制整備・充実を図るという観点から、新時代に対応した法務行政の組織・給与の在り方、裁判官・検察官の増員の必要性、初任給調整手当の在り方等について質疑が行われ、法務省及び最高裁判所からは、適正・迅速な対応のための必要な執務体制の整備、人員の増員とともに資質の向上等に最大限の努力をしたいとの答弁がなされた。

現行の地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）が、平成9年3月で期限切れを迎えるため、地域改善対策協議会（地対協）が、その後の対応について意見具申を行い、政府は、これを踏まえ、7月26日、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」の閣議決定を行った。

この中で、同和問題等に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進、人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化については、「人権教育のための国連10年」の国内行動計画を踏まえ、必要な施策を積極的に推進することなどが決定された。これらの施策の推進、充実強化に向けて、与党は、目的、責務、審議会の設置等を含む所要の法案を内閣から提出するよう、政府に申入れを行った。

12月3日、内閣から提出された人権擁護施策推進法案は、このように同和問題を経緯とするものであるが、広く人権擁護に関する施策の推進を図り、人権擁護に資することを目的としたものである。

その内容は、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、これらの施策の総合的な推進・充実について調査審議して関係各大臣に意見を述べる「人権擁護推進審議会」を設置しようとするもので、5年間の時限立法である。

委員会では、同和問題等解決のための人権教育・啓発施策の重要性、「人権教育のための国連10年」と同法案との関係、人権擁護推進審議会委員の人選の在り方等に質疑が集中した。法務省は、同法案が同和問題のすべてを解決するものではないとしつつも、人権のないところには平和は存在しないという視点から、人権の確保に力をいれていく、また、委員の人選については、広い学識と専門的知識を有する人の中から公平に行いたいとの決意を示した。本委員会は、「人権の世紀」とも言うべき21世紀に向けて、同和問題をはじめとする人権問題解決のため、政府は、「人権教育のための国連10年」の国内行動計画等を踏まえ、人権教育、人権啓発に努め、人権擁護推進審議会委員の人選に当たっては、人権問題に精通した学識経験者を選任するよう配慮すべきであるとす

ることなどを内容とする6項目の附帯決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成8年12月5日(木) (第1回)

- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)
(衆議院送付)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第5号)
(衆議院送付)

以上両案について松浦法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、最高裁判所及び警察庁当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第4号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、民緑
反対会派 なし
欠席会派 無

(閣法第5号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、民緑
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成8年12月13日(金) (第2回)

- 人権擁護施策推進法案(閣法第12号)(衆議院送付)について松浦法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年12月17日(火) (第3回)

- 人権擁護施策推進法案(閣法第12号)(衆議院送付)について松浦法務大臣、政府委員、総務庁、最高裁判所及び外務省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第12号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑
反対会派 共産
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 請願第563号外13件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第4号）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 2 判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 3 以上の改定は、平成8年4月1日にさかのぼって行う。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 2 検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 3 以上の改定は、平成8年4月1日にさかのぼって行う。

人権擁護施策推進法案（閣法第12号）

【要旨】

本法律案は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、同和問題等の社会的身分・門地、人種、信条、性別による不当な差別等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 国の責務

国は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、次の施策を推進する責務を有する。

- (1) 人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策
- (2) 人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策
- 2 人権擁護推進審議会の設置
 - (1) 法務省に、法務大臣が学識経験者のうちから任命する20人以内の委員で組織する人権擁護推進審議会を置く。
 - (2) 審議会は、次の基本的事項について調査審議する。
 - ① 人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項（法務大臣、文部大臣、総務庁長官又は関係各大臣の諮問に応じて）
 - ② 人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項（法務大臣の諮問に応じて）
 - (3) 審議会は、右の基本的事項に関し、内閣総理大臣、法務大臣、文部大臣、総務庁長官又は関係各大臣に意見を述べるができる。また、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 3 有効期限

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、施行の日から起算して5年を経過した日に失効する。

【 附 帯 決 議 】

「人権の世紀」とも言うべき21世紀に向けて、同和問題をはじめとする人権問題解決のため、政府は、人権擁護施策を一層推進、強化するとともに、次の諸点につき格段の努力をすべきである。

- 1 すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、学校教育、社会教育、公務員の研修等の分野において、「人権教育のための国連10年」の国内行動計画等を踏まえ、人権教育、人権啓発に努めること。
- 2 人権尊重の理念に関する教育及び啓発の基本的事項については2年を目途に、人権侵害の場合の被害の救済施策については5年を目途になされる人権擁護推進審議会の答申等については、最大限に尊重し、答申等を踏まえ、法的措置を含め必要な措置を講ずること。
- 3 人権擁護推進審議会委員の人選に当たっては、人権問題に精通した学識経験者を選任するよう配慮すること。
- 4 審議会の運営に関しては、透明性の確保に努めること。
- 5 人権擁護施策の一層の推進のため、人権擁護体制を充実、強化すること。
- 6 人権関係条約の批准について、積極的に検討すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
4	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	8.11.29	8.11.29 (予備)	8.12.5 可決	8.12.5 可決	8.11.29	8.12.5 可決	8.12.5 可決
5	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	11.29	11.29 (予備)	12.5 可決	12.5 可決	11.29	12.5 可決	12.5 可決
12	人権擁護施策推進法案	〃	12.3	12.12 (予備)	12.17 可決 附帯決議	12.17 可決	12.3	12.13 可決 附帯決議	12.13 可決

【外務委員会】

(1) 審議概観

第139回国会において、本委員会に付託された案件はなかった。

また、本委員会付託の請願3種類24件のうち、1種類14件を採択した。

〔国政調査等〕

12月12日、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告について、池田外務大臣から報告を聴取した後、質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成8年12月12日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国際情勢等に関する調査を行うことを決定した。
- 沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に関する件について池田外務大臣から報告を聴いた後、同大臣、政府委員及び総務庁当局に対し質疑を行っ

た。

○平成8年12月17日（火）（第2回）

- 請願第100号外13件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第217号外9件を審査した。
- 国際情勢等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【大蔵委員会】

（1）審議概観

第139回国会において、本委員会に付託された法律案は、衆議院議員提出1件（予備付託）である。

また、本委員会付託の請願3種類24件は、いずれも保留となった。

〔国政調査等〕

第138回国会閉会後の11月28日、租税及び金融等に関する調査を行った。

委員会においては、オレンジ共済組合及び出資法等の問題に関する件について、大蔵大臣及び関係当局に対する質疑が行われた。

オレンジ共済組合事件の事実関係、出資法第2条違反の判断基準となる「不特定且つ多数の者」の定義、大蔵省による未然防止の可能性、類似事件の発生が後を絶たないことにかんがみ出資法による取締りを強化するなどの対策を講じる必要性、出資法が適正に機能するための大蔵省の取組の在り方などの問題が取り上げられた。

（2）委員会経過

○平成8年11月28日（木）（第138回国会閉会後第1回）

- オレンジ共済組合及び出資法等の問題に関する件について三塚大蔵大臣、警察庁、自治省、大蔵省、国税庁、法務省及び経済企画庁当局に対し質疑を行った。

○平成8年12月17日（火）（第1回）

- 租税及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 請願第65号外23件を審査した。
- 租税及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
8	法人税法等の一部を改正する法律案	河村 たかし君 外4名 (8.11.29)	8.12.3		8.12.3 (予備)			8.12.3	継続審査	

【文教委員会】

(1) 審議概観

第139回国会において、本委員会に付託された法律案は内閣提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願30種類209件のうち、3種類41件を採択した。

[法律案の審査]

著作権法の一部を改正する法律案は、著作権制度をめぐる内外の情勢の変化に対応し、著作権等の適切な保護に資するため、現行著作権法の施行前に行われた実演等について、著作隣接権に関する規定を適用するとともに、写真の著作物の保護期間に関する特例を廃止するほか、著作権等を侵害された者の救済を図るための制度を充実させる等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、著作権関連の新条約の検討状況、写真の著作物の遡及的保護の必要性、いわゆる廉価盤CDへの影響、実演家の権利保護の拡充等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成8年12月17日（火）（第1回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○著作権法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について小杉文部大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、公正取引委員会、郵政省当局及び参考人日本放送協会専務理事齊藤暁君に対し質疑を行

った後、可決した。

(閣法第6号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、民緑、無ク、さき
反対会派 なし

○請願第15号外40件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1号外167件を審査した。

○教育、文化及び学術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第6号)

【要旨】

本法律案は、著作権制度をめぐる内外の情勢の変化に対応し、著作権等の適切な保護に資するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 現行著作権法の施行前の実演等について、著作隣接権に関する規定を適用し保護対象の範囲を遡及的に拡大するとともに、旧著作権法による保護を受けていた実演等について、所要の経過措置を講ずること。
- 2 写真の著作物の保護期間に係る特例を廃止し、現行の公表後50年から著作者の死後50年とすること。
- 3 著作権、出版権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が、当事者に対し、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができることとすること。
- 4 罰金額の上限を引き上げること。
- 5 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 6 その他関係規定の整備を行うこと。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案(1件)

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
6	著作権法の一部を改正する法律案	衆	8.11.29	8.12.13	8.12.17 可決	8.12.17 可決	8.11.29	8.12.12 可決	8.12.12 可決

【厚生委員会】

(1) 審議概観

第139回国会において、本委員会に付託された法律案はなかった。

なお、今国会では衆議院議員より臓器の移植に関する法律案が改めて提出されたが、同院において院議継続とされた。

また、本委員会付託の請願15種類110件のうち、5種類5件を採択した。

〔国政調査等〕

第138回国会閉会後の11月中旬、社会福祉法人の施設整備費補助金等をめぐる贈収賄事件が表面化し、同月18日、贈賄側の小山「彩（あや）福祉グループ」代表及び収賄側の茶谷元厚生省課長補佐が警視庁に逮捕され、19日、岡光厚生事務次官が辞職した。

同月28日、これらの事件について小泉厚生大臣より陳謝を受けた後、老人福祉施設の設置等に関連する不祥事に関する件について質疑が行われた。

第139回国会開会中の12月4日、警視庁は収賄容疑で岡光前事務次官を逮捕し、16日、厚生省は岡光容疑者及び小山容疑者が中心となっていた私的勉強会に参加していた厚生省関係者に関する調査結果と処分内容を発表した。

同月17日、小泉厚生大臣より老人福祉施設の設置等に関連する不祥事に関する件について改めて報告及び陳謝を受けた後、同件、医療保険制度改革に関する件、厚生省の綱紀肅正策に関する件、財団法人日本医療機能評価機構の設立等に関する件、社会保障制度改革に関する件、国立病院への病院寝具納入に関する件等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成8年11月28日（木）（第138回国会閉会後第1回）

- 老人福祉施設の設置等に関連する不祥事に関する件について小泉厚生大臣、厚生省及び警察庁当局に対し質疑を行った。

○平成8年12月17日（火）（第1回）

- 社会保障制度等に関する調査を行うことを決定した。
- 老人福祉施設の設置等に関連する不祥事に関する件について小泉厚生大臣から報告を聴いた。

- 老人福祉施設の設置等に関連する不祥事に関する件、医療保険制度改革に関する件、厚生省の綱紀肅正策に関する件、財団法人日本医療機能評価機構の設立等に関する件、社会保障制度改革に関する件、国立病院への病院寝具納入に関する件等について小泉厚生大臣、政府委員、文部省及び法務省当局に対し質疑を行った。
- 請願第12号外4件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第52号外104件を審査した。
- 社会保障制度等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第138回国会閉会後において、農林水産政策に関する調査を行い、平成9年産米の政府買入価格の決定に当たって、食糧・農業援助の拡充に関する決議を行った。

第139回国会において、本委員会に付託された法律案は内閣提出2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願3種類3件のうち、2種類2件を採択した。

〔法律案の審査〕

第139回国会において本委員会に付託された法律案は、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案及び農業協同組合法等の一部を改正する法律案の2件であった。

両法律案については、まず、本会議において趣旨説明とこれに対する質疑が行われた後、本委員会に付託された。

農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案は、最近における我が国の農業及び金融をめぐる情勢の変化に対応し、農協系統信用事業の効率化及び健全な運営の確保を図るため、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併及び信用農業協同組合連合会から農林中央金庫への事業譲渡の制度を設けようとするものである。

また、農業協同組合法等の一部を改正する法律案は、最近における我が国の農業及び金融をめぐる情勢の変化にかんがみ、農協系統信用事業の再編等に対応して、農業協同組合等の健全な発展を図るため、経営管理委員会の設置による執行体制の強化、信用事業の健全性の確保を図るための監査体制の充実等の

措置を講ずるとともに、農業協同組合の合併経営計画の提出期限の延長、農林中央金庫の貸付対象者の拡大、農業信用基金協会の債務保証の対象となる債務の追加等所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、農業・農村をめぐる厳しい情勢下での農協系統信用事業の在り方、事業・組織二段実現への対応策、経営管理委員会制度導入のための環境整備、監査の実効性確保等について質疑が行われた。

質疑を終了し、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案は、全会一致で可決された。次に、農業協同組合法等の一部を改正する法律案は、討論の後、多数で可決された。なお、両法律案に対し、7項目の附帯決議が行われた。

〔決議〕

本委員会は、第138回国会閉会後の11月28日、食糧・農業援助を拡充するとともに、その際在庫米を活用すべきであるとする趣旨の食糧・農業援助の拡充に関する決議を行った。

〔国政調査等〕

第138回国会閉会後の11月28日、平成9年産米の政府買入価格について、政府から説明を聴取した後、これに対する質疑を行った。この中で、平成9年産米の政府買入価格の算定方針、新食糧法に対する農林水産大臣としての評価、米在庫過剰下における米管理対策、在庫米を活用した海外援助の推進方針、来年度の生産調整の実施方針、調整保管の実施に伴う経費負担の在り方、平成9年産米の政府買入数量の見通し、計画外流通米の流通実態等の問題が取り上げられた。

第139回国会中の12月17日、第138回国会閉会後に実施された委員派遣の報告を会議録に掲載することに決定した。委員派遣は、農林水産業の実情を調査し、もって農林水産政策に関する調査に資することを目的として、11月18日から20日までの3日間、福島、新潟両県において、果樹試験場、農畜産物集出荷貯蔵施設、きのこ振興センター、カントリー・エレベーター、大区画ほ場整備事業、そば加工施設、県産材加工拠点施設、水産海洋研究所等を、また、11月18日から19日までの2日間、岡山、鳥取両県において、中国四国酪農大学校、砂丘ながいも生産現場、白ねぎ予冷・保冷施設、境港水産物卸売市場、水産物加工施設等を、それぞれ視察した。

(2) 委員会経過

○平成8年11月28日（木）（第138回国会閉会後第1回）

- 平成9年産米の政府買入価格に関する件について食糧庁当局から説明を聴いた後、藤本農林水産大臣、服部農林水産政務次官、食糧庁、農林水産省及び外務省当局に対し質疑を行った。
- 食糧・農業援助の拡充に関する決議を行った。

○平成8年12月17日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 農林水産政策に関する調査を行うことを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）
農業協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）

以上両案について藤本農林水産大臣から趣旨説明を聴き、参考人全国農業協同組合中央会専務理事松旭俊作君、農林中央金庫専務理事内藤満夫君及び東京農業大学農学部教授白石正彦君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行い、藤本農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

- 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）を可決した。
（閣法第10号）賛成会派 自民、平成、社民、共産、民緑、二院
反対会派 なし

農業協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第11号）賛成会派 自民、平成、社民、民緑、二院
反対会派 共産

なお、両案について附帯決議を行った。

- 派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。
- 請願第177号外1件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第360号を審査した。
- 農林水産政策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3） 成立議案の要旨・附帯決議

農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案

(閣法第10号)

【要 旨】

本法律案は、最近における我が国の農業及び金融をめぐる情勢の変化に対応し、農協系統信用事業の効率化及び健全な運営の確保を図るため、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併及び信用農業協同組合連合会から農林中央金庫への事業譲渡の制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会は、農林中央金庫を存続法人とする合併及び信用農業協同組合連合会から農林中央金庫への信用事業の譲渡を行うことができることとする。
- 2 農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会は、合併・事業譲渡を行うには、契約書を作成して、それぞれ総会の承認を受けなければならないこととする。
- 3 農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会の債権者が合併・事業譲渡に異議を述べたときは、農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会は、弁済、担保の提供等を行わなければならないこととする。
- 4 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併及び信用農業協同組合連合会から農林中央金庫への事業譲渡は、主務大臣の認可を受けなければその効力を生じないこととするとともに、主務大臣は、認可に際して、農協系統信用事業の効率化と健全な発展に資するものであること等、一定の基準に適合するかどうかを審査しなければならないこととする。

農業協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）

【要 旨】

本法律案は、最近における我が国の農業及び金融をめぐる情勢の変化にかんがみ、農協系統信用事業の再編等に対応して、農業協同組合等の健全な発展を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 農業協同組合法の一部改正

信用事業を行う農業協同組合等について、常勤役員等の兼職・兼業を制限するほか、農業協同組合等は、経営管理委員会制度を選択的に導入できるようにすることとする。

また、信用事業を行う農業協同組合等について、最低出資金制度の導入、法定準備金の積立基準の引上げ等による自己資本・内部留保の充実を図るとともに、員外監事・常勤監事の必置、中央会監査の強化等による監査体制の強化等を行うこととする。

さらに、信用事業を行う農業協同組合等であって行政庁の指定するものについて、資金運用規制を緩和することとする。

2 農業協同組合合併助成法の一部改正

農業協同組合の合併経営計画の都道府県知事への提出期限を3年間延長して、平成13年3月31日までとすることとする。

3 農林中央金庫法の一部改正

農林中央金庫について、非居住者向け貸出しの規制緩和等を行うとともに、法定準備金の積立基準の引上げを行うこととする。

4 その他

農業信用基金協会の債務保証の対象となる債務を追加し、農業信用保証制度の充実を図るなど、関係法律の規定を整備することとする。

【農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案及び農業協同組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

農業協同組合は、農業者の協同組織として、組合員の負託にこたえとともに、地域農業の振興や地域の活性化に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、最近における我が国農業及び農村の変化、金融の自由化等の農協系統を取り巻く厳しい状況の中で、農協系統が組合員の多様化・高度化するニーズに的確にこたえとともに、系統信用事業に対する国民の信頼を回復し、金融システムの安定を図るためには、農協系統の事業・組織の見直しと改革が現下の最重要課題となっている。

よって政府は、両法の施行に当たっては、今後の金融改革の動向等を考慮しつつ、次の事項の実現に努め、組合員はもとより国民の目に見える形での早急かつ着実な改革の促進に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 農協系統の事業・組織の改革の推進・実行に当たっては、経営の合理化、効率化等によるメリットを組合員や地域社会に最大限に還元するという改革の趣旨を徹底するとともに、農協活動の原点である営農支援事業の充実や高齢者福祉事業など地域社会のニーズに即した事業への取組を強化すること。
- 2 農協の広域合併を推進するに当たっては、合併後の経営展望を明示すること等により、組合員を初めとする関係者の理解と納得の下に行われるよう指導すること。

また、組織二段を推進するに当たっては、地域の実情等に配慮しつつ、組織の自主的な協議、合意形成が円滑に進められるよう環境整備に努めること。

- 3 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との統合に際しては、系統信用事業全体の効率的かつ健全な発展を阻害することのないよう不良債権の処理等

を徹底するとともに、要員の処遇や再配置等にも十分配慮すること。

- 4 新たに経営管理委員会制度を導入するに当たっては、その趣旨を役職員・組合員に周知徹底し、これが選択肢として導入されるよう環境整備に努めること。

あわせて、常勤役員等の兼職・兼業の制限の的確な実施、学識経験者等の理事への積極的登用等により、責任ある業務執行体制の確立が図られるよう十分指導すること。

- 5 員外監事・常勤監事の必置等により、監査体制の強化が図られるよう十分指導するとともに、中央会による監査が、中央会に置かれる公認会計士の積極的活用により、他の金融業態と同等の監査となるよう指導すること。また、行政検査等の充実と併せて、監査の実効性が確保されるよう努めること。

- 6 自己資本・内部留保については、組合員の理解と協力の下、早急にその充実を図ること。

また、部門別損益の組合員への開示等については、これが組合の経営体質強化に適切に反映されるよう十分指導すること。

- 7 農業信用基金協会の行う保証業務への対象追加等により、信用補完事業としての機能が十分発揮されるよう信用保証保険制度の適切な運営に努めること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
10	農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案	衆	8.11.29	8.12.16	8.12.17 可決 附帯決議	8.12.17 可決	8.12.12	8.12.12 可決 附帯決議	8.12.13 可決
			○8.12.16 参本会議趣旨説明			○8.12.12 衆本会議趣旨説明			
11	農業協同組合法等の一部を改正する法律案	〃	11.29	12.16	12.17 可決 附帯決議	12.17 可決	12.12	12.12 可決 附帯決議	12.13 可決
			○8.12.16 参本会議趣旨説明			○8.12.12 衆本会議趣旨説明			

(5) 委員会決議

(第138回国会閉会後)

——食糧・農業援助の拡充に関する決議——

先頃開催された世界食糧サミットにおいて採択されたローマ宣言からも明らかのように、飢餓にさらされあるいは栄養不足状態に置かれている世界の人口は、アフリカを中心に8億人を超え、援助の拡充が先進諸国に強く求められている。

このような事態にかんがみ、政府は、広く人道的見地に立って食糧・農業援助の拡充に遺憾なきを期すべきである。また、その際、現在その量が適正水準を大幅に上回っている在庫米を有効に活用すべきである。

右決議する。

【商工委員会】

(1) 審議概観

第139回国会において、本委員会に付託された法律案はなく、付託された請願2種類14件は、いずれも保留となった。

〔国政調査等〕

12月17日、委員会においては、佐藤通商産業大臣より「泉井石油商会代表と通商産業省職員との接触状況等について」の説明を聴取した。

次いで、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、泉井石油商会問題に関して、泉井氏との接触に関する省内調査結果と国家公務員法の規定との関係、対ベトナム円借款再開の経緯、日本ベトナム石油株式会社への石油公団の投融資状況、綱紀粛正の対象範囲、行政監視委員会設置の必要性等について質疑が行われた。その他、「経済構造の変革と創造のためのプログラム」の今後の進め方、サハリン石油開発とガスパイプライン網の建設、規制緩和の推進状況等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成8年12月17日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 産業貿易及び経済計画等に関する調査を行うことを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 泉井石油商会問題に関する件、経済構造の改革に関する件、サハリン石油・天然ガス開発に関する件等について佐藤通商産業大臣、政府委員、法務省、国税庁、郵政省、外務省、大蔵省当局及び参考人石油公団理事新欣樹君に対し質疑を行った。
- 請願第131号外13件を審査した。
- 産業貿易及び経済計画等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【運輸委員会】

(1) 審議概観

第139回国会において、本委員会に付託された法律案はなく、付託された請願2種類2件は、いずれも保留となった。

(2) 委員会経過

○平成8年12月17日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 運輸事情等に関する調査を行うことを決定した。
- 請願第179号外1件を審査した。
- 運輸事情等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【通信委員会】

(1) 審議概観

第139回国会において、本委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

(2) 委員会経過

○平成 8 年12月17日（火） （第 1 回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・NHK決算（1件）

件 名	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
		委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
日本放送協会平成6年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	8. 2. 16 (第136回国会)	8. 11. 29			8. 11. 29		
	○第136・137・138回国会 未了						

【 労 働 委 員 会 】

(1) 審 議 概 観

第139回国会において、本委員会に付託された法律案はなかった。
また、本委員会付託の請願 6 種類37件のうち、3 種類32件を採択した。

〔国政調査等〕

12月17日、労働問題に関する調査として質疑を行った。

蒲原沢復旧工事における土石流災害の原因と対策、労働省における綱紀粛正策の現状と今後の方針、現下の雇用失業情勢、男女雇用機会均等法の見直し、男女共同参画社会の形成、週40時間労働制の全面実施に向けての対応、労働分野の規制緩和の是非、持株会社の解禁と労使関係の在り方、高度熟練技能の継承・発展の必要性、中小企業退職金制度の今後の方向、労働金庫の将来展望、国際機関の活動に対する協力の重要性などの問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成8年12月17日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 労働問題に関する調査を行うことを決定した。
- 蒲原沢復旧工事における土石流災害に関する件、公務員の綱紀粛正に関する件、雇用失業情勢に関する件、高度熟練技能の継承・発展に関する件、男女共同参画社会に関する件、男女雇用機会均等法の見直しに関する件等について岡野労働大臣、政府委員、建設省及び林野庁当局に対し質疑を行った。
- 請願第132号外31件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第68号外4件を審査した。
- 労働問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【建設委員会】

(1) 審議概観

第139回国会において、本委員会に付託された法律案はなかった。

また、本委員会付託の請願5種類5件のうち、2種類2件を採択した。

〔国政調査等〕

12月17日、12・6蒲原沢土石流災害について亀井建設大臣及び政府委員から報告を聴いた。

(2) 委員会経過

○平成8年12月17日(火) (第1回)

- 建設事業及び建設諸計画等に関する調査を行うことを決定した。
- 12・6蒲原沢土石流災害について亀井建設大臣及び政府委員から報告を聴いた。
- 請願第9号外1件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第182号外2件を審査した。
- 建設事業及び建設諸計画等に関する調査の継続調査要求書を提出すること

を決定した。

【 予 算 委 員 会 】

(1) 審 議 概 観

第139回国会において本委員会は、12月10日及び11日の両日にわたり予算の執行に関する件について調査を行った。

〔国政調査等〕

今回の本委員会開会に当たり、外務大臣がWTO閣僚会議出席のため、予算委員会を2日間欠席することになった。この問題に関し委員長は、10日の委員会冒頭、「総括質疑においては、内閣総理大臣以下すべての国務大臣が出席することが原則であります。今回の外務大臣の海外出張については、諸般の事情にかんがみ、理事会における協議の結果、例外として了承いたしますが、政府側に対し、今後は原則を遵守されるよう、強く要請いたします。」との発言があった。

次いで、橋本総理より12月6日に発生した長野県小谷村土石流事故の被害状況等の説明があった後、予算の執行状況に関する調査に入った。翌11日には中坊公平住宅金融債権管理機構代表取締役社長を参考人として招致した。

その質疑は総括方式で2日間にわたって行われたが、主な内容は次のとおりである。

まず、政治姿勢等について、21世紀を目指しての政治理念を質された総理は、「我が国は大きな転換期にあり、変わるならよりよい方向に変わって行かねばならない。今行政改革、財政構造改革、金融システム改革、そして社会保障構造改革、経済構造改革と5つの改革とともに、沖縄問題の前進を目指すことに努力している。子供たちあるいは孫たちの時代になっても、この国が安定的な繁栄を享受できるような状況に立て直すことに全力を尽くしてまいりたい。」旨の所見を述べた。また、厚生省及び通産省に関わる一連の公務員不祥事に関連し、公務員の倫理規定を定める新規立法の必要性を問われた総理は、「自ら事務次官会議に出席し、本当に実効の上がる綱紀粛正策の作成を指示している。総務庁長官から官房長会議に対しその成案を求めており、法律を必要としない実効の上がる綱紀粛正策が提起されることを願うが、その内容を踏まえながら、法律案の作成の可否までを視野に入れながら考えていきたい。」旨の見解を述べた。さらに、報復予算発言の経緯、オレンジ共済問題、公務員の天下り問題、

日本病院寝具協会等の政治献金問題等についても質疑が行われた。

外交・安全保障については、沖縄問題に取り組む総理の姿勢を問われたのに対し、総理は、「SACOの最終報告を踏まえ、基地の整理と施設の整理・縮小・統合を進めるに当たって、移転先の地域住民の理解と協力を得るために全力を挙げ努力して行かねばならない。また、SACOの最終報告が完全に実現されても、基地所在市町村に対して今後5年から7年の間に1,000億円程度の事業費を投入しなければ地域の振興はあり得ないとの沖縄懇談会座長の指摘を重く受け止めている。」旨答弁した。さらに、竹島問題、中期防見直しの是非、従軍慰安婦問題の教科書記述の在り方、ODA予算の重要性等についても質疑が行われた。

行財政・税制問題については、行政改革の必要性を問われた総理は、「産構審、経済審等の予測によると、現在の仕組みを存続させていけば、西暦2025年に国は破産状態に陥ると試算している。そのため財政構造の改革と同時に社会保障構造の改革をやらねばならないが、こうした改革を阻むものが行政にあるとすれば、行政改革を行わなければならない。例えば、新しい産業を生み出すためには規制緩和が必要になり、規制が減れば中央省庁の仕事が減り、住民に身近な仕事は自治体をお願いすることになる。結果的に地方分権が進む一方で、国の仕事が減り行政がスリム化する。国民のニーズに合った簡素な、効率的な政府をつくることを目指して努力して行くことが必要である。」旨の所見を述べた。また、平成9年度を財政構造改革元年と位置づけた理由と財政の現状認識を質された総理は、「今、国・地方合わせて442兆円の借金を抱えており、歳入と歳出のギャップが非常に大きなものになっている。これを健全な状態に立ち直らせるためには、これから編成する平成9年度予算に聖域を設けることなくあらゆる分野を見直し、少なくとも公債発行額を3兆円以上減少させたい。」旨答えた。さらに、補助金制度の見直しの必要性、旧国鉄債務問題の取扱い、消費税引き上げの影響、特別減税の必要性、情報通信産業の国際的な動向、市町村合併推進の必要性、農道空港等の公共事業の非効率性等について質疑が行われた。

金融問題について、金融行政機構の在り方を問われた総理は、「大蔵省の改革後の姿というものが、現在大蔵省が所管している金融機関だけを対象とするのではなく、ノンバンクや農協などさまざまな金融機関を対象とすることが望ましい。その場合には大蔵省から離れて総理府に設置することになるのではないかと思う。いずれにしても与党3党で十分相談しながら、できるだけ早く具体的な成案を得て、次の通常国会に所要の法律案を提出したい。」旨述べた。さらに、日本銀行法改正問題についての総理並びに日銀総裁の所見、阪和銀行

破綻処理への対応策、住宅金融債権管理機構の活動状況等について質疑が行われた。

このほか、長野県小谷村の土石流事故への対応状況、産業廃棄物処理に関する新規立法の必要性、介護保険制度の在り方、医療費負担の引上げ問題、地域医療への支援策、男女共同参画社会審議会の答申のポイント、戦没者の妻に対する特別給付金の支給手続問題等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成8年12月10日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する件について橋本内閣総理大臣、三塚大蔵大臣、梶山内閣官房長官、小泉厚生大臣、松浦法務大臣、白川国務大臣、亀井建設大臣、岡野労働大臣、佐藤通商産業大臣、武藤総務庁長官、古賀運輸大臣、石井環境庁長官、麻生経済企画庁長官、小杉文部大臣、久間防衛庁長官、稲垣沖縄開発庁長官、疋田検査官、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成8年12月11日(水) (第2回)

- 予算の執行状況に関する件について橋本内閣総理大臣、小泉厚生大臣、武藤総務庁長官、麻生経済企画庁長官、三塚大蔵大臣、堀之内郵政大臣、稲垣沖縄開発庁長官、梶山内閣官房長官、久間防衛庁長官、小杉文部大臣、亀井建設大臣、白川国務大臣、松浦法務大臣、古賀運輸大臣、藤本農林水産大臣、岡野労働大臣、弥富人事院総裁、疋田検査官、政府委員、参考人日本銀行総裁松下康雄君及び株式会社住宅金融債権管理機構代表取締役社長中坊公平君に対し質疑を行った。

○平成8年12月17日(火) (第3回)

- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【決算委員会】

(1) 審議概観

[平成6年度決算外2件の審査]

平成6年度決算及び国有財産関係2件は、第136回国会（常会）の召集日である平成8年1月22日に提出された。このうち国有財産関係2件は、同日、委員会に付託され、6年度決算については、8年5月15日の本会議において大蔵大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託された（6年度決算の概要については『第136回国会参議院審議概要』97ページ及び310ページ参照）。

委員会においては、第136回国会の8年5月15日、大蔵大臣から平成6年度決算外2件の概要説明を、会計検査院長から平成6年度決算検査報告及び平成6年度国有財産検査報告の概要説明を、それぞれ聴取した後、同国会閉会後において、全般的質疑2回、省庁別審査4回が行われた。続いて、第138回国会閉会後に、省庁別審査が4回行われた。

第138回国会閉会後に行われた質疑の主な項目は、①今後の我が国の経済・産業構造改革、②通産省の規制緩和に対する取組、③泉井石油商会事件と通産省の対応、④電源開発促進対策特別会計の決算状況、⑤O-157による集団食中毒と学校給食の安全性確保、⑥郵政三事業の決算状況、⑦静岡大学及び北海道教育委員会における不正経理問題、⑧厚生省汚職等と公務員の綱紀粛正、⑨特別養護老人ホームに係る補助金交付の適正化、⑩会計検査院の補助金に対する検査、⑪行政改革・規制緩和と行政監査の対応、⑫国保組合組合員の厚生年金保険適用漏れ、⑬地方公共団体における不正経理と監査委員制度の在り方、等である。

（2）委員会経過

○平成8年11月19日（火）（第138回国会閉会後第1回）

○平成6年度決算外2件中、通商産業省、経済企画庁、中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫関係について佐藤通商産業大臣、麻生経済企画庁長官、通商産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、経済企画庁及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成8年11月20日（水）（第138回国会閉会後第2回）

○平成6年度決算外2件中、文部省及び郵政省関係について小杉文部大臣、堀之内郵政大臣、文部省、文化庁、労働省、郵政省、会計検査院、大蔵省、自治省及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成8年11月26日（火）（第138回国会閉会後第3回）

○平成6年度決算外2件中、皇室費、国会、会計検査院、内閣、総理府本府及び総務庁関係について武藤総務庁長官、梶山内閣官房長官、根来公正取

引委員会委員長、緒方国立国会図書館長、黒澤参議院事務総長、疋田検査官、総務庁、総理府、通商産業省、厚生省、会計検査院、内閣官房、警察庁及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成 8 年11月27日（水） （第138回国会閉会后第 4 回）

- 平成 6 年度決算外 2 件中、法務省、自治省、警察庁、裁判所及び公営企業金融公庫関係について白川国務大臣、松浦法務大臣、自治省、会計検査院、警察庁、大蔵省、消防庁、厚生省、法務省、労働省、社会保険庁及び公安調査庁当局に対し質疑を行った。

○平成 8 年12月17日（火） （第 1 回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 平成 6 年度決算外 2 件及び予備費関係 6 件の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 平成 6 年度決算外 2 件及び予備費関係 6 件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を閉会中必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・予備費等承諾を求めるの件（6件）

件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
			委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
平成6年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	衆	8.11.29	8.11.29（予備）	継続審査		8.11.29	継続審査	
平成6年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	〃	11.29	11.29（予備）	継続審査		11.29	継続審査	
平成6年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）	〃	11.29	11.29（予備）	継続審査		11.29	継続審査	
平成7年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	〃	11.29	11.29（予備）	継続審査		11.29	継続審査	
平成7年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	〃	11.29	11.29（予備）	継続審査		11.29	継続審査	
平成7年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	〃	11.29	11.29（予備）	継続審査		11.29	継続審査	

・決算その他（3件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
平成6年度一般会計歳入歳出決算、平成6年度特別会計歳入歳出決算、平成6年度国税収納金整理資金受払計算書、平成6年度政府関係機関決算書	8.1.22 （第136回国会）	8.11.7	継続審査		8.11.29	継続審査	
	○第136回国会 8.5.15 大蔵大臣報告 継続 ○第137回国会 未了 ○第138回国会 継続						
平成6年度国有財産増減及び現在価値総計算書	1.22 （第136回国会）	11.7	継続審査		11.29	継続審査	
	○第136回国会 継続 ○第137回国会 未了 ○第138回国会 継続						
平成6年度国有財産無償貸付状況総計算書	1.22 （第136回国会）	11.7	継続審査		11.29	継続審査	
	○第136回国会 継続 ○第137回国会 未了 ○第138回国会 継続						

【議院運営委員会】

(1) 審議概観

第139回国会において、本委員会に付託された法律案は、衆議院議院運営委員会提出の1件であり、可決、成立した。

〔法律案の審査〕

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額の改定を行おうとするものである。

本法律案は、12月5日に本委員会に付託され、同日、全会一致をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成8年11月29日（金）（第1回）

○理事を選任した。

○科学技術特別委員会、環境特別委員会、災害対策特別委員会、選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、地方分権及び規制緩和に関する特別委員会、中小企業対策特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会及び行財政改革・税制等に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

科学技術特別委員会

自由民主党	9人	平成会	6人
社会民主党・護憲連合	2人	日本共産党	2人
民主党・新緑風会	1人		計20人

環境特別委員会

自由民主党	9人	平成会	5人
社会民主党・護憲連合	3人	日本共産党	1人
民主党・新緑風会	1人	無所属クラブ	1人
			計20人

災害対策特別委員会

自由民主党	9人	平成会	5人
社会民主党・護憲連合	3人	日本共産党	1人

民主党・新緑風会……………	2人				計20人
選挙制度に関する特別委員会					
自由民主党……………	9人	平成会……………	5人		
社会民主党・護憲連合……………	2人	日本共産党……………	1人		
民主党・新緑風会……………	1人	無所属クラブ……………	1人		
新社会党・平和連合……………	1人				計20人
沖縄及び北方問題に関する特別委員会					
自由民主党……………	9人	平成会……………	5人		
社会民主党・護憲連合……………	2人	日本共産党……………	1人		
民主党・新緑風会……………	1人	二院クラブ……………	1人		
新党さきがけ……………	1人				計20人
地方分権及び規制緩和に関する特別委員会					
自由民主党……………	9人	平成会……………	5人		
社会民主党・護憲連合……………	3人	日本共産党……………	1人		
民主党・新緑風会……………	1人	無所属クラブ……………	1人		
					計20人
中小企業対策特別委員会					
自由民主党……………	9人	平成会……………	5人		
社会民主党・護憲連合……………	3人	日本共産党……………	1人		
民主党・新緑風会……………	1人	二院クラブ……………	1人		
					計20人
国会等の移転に関する特別委員会					
自由民主党……………	9人	平成会……………	5人		
社会民主党・護憲連合……………	3人	日本共産党……………	1人		
民主党・新緑風会……………	1人	無所属クラブ……………	1人		
					計20人
行財政改革・税制等に関する特別委員会					
自由民主党……………	20人	平成会……………	12人		
社会民主党・護憲連合……………	5人	日本共産党……………	3人		
民主党・新緑風会……………	3人	二院クラブ……………	1人		
無所属クラブ……………	1人				計45人

○ 次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党……………	7人	平成会……………	4人
------------	----	----------	----

社会民主党・護憲連合 …… 2人 日本共産党 …… 1人
民主党・新緑風会 …… 1人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

○民主党・新緑風会、明日の日本をひらく兵庫の会及びジャパン・ビジョン・フォーラムを立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

○本会議における内閣総理大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・日取り 12月3日及び4日

・時 間

自由民主党 …… 50分	平成会 …… 65分
社会民主党・護憲連合 …… 30分	日本共産党 …… 20分
民主党・新緑風会 …… 20分	

・人 数

自由民主党 …… 3人	平成会 …… 2人
社会民主党・護憲連合 …… 1人	日本共産党 …… 1人
民主党・新緑風会 …… 1人	

・順 序

1 平成会	2 自由民主党
3 社会民主党・護憲連合	4 日本共産党
5 民主党・新緑風会	6 自由民主党
7 自由民主党	8 平成会

○会期を20日間とすることに決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年12月3日（火）（第2回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年12月4日（水）（第3回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年12月5日（木）（第4回）

○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第10号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第10号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、民緑
反対会派 なし

○国会職員の給与等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年12月16日（月） （第5回）

○農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案及び農業協同組合法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 15分 日本共産党..... 10分

民主党・新緑風会 10分

・人 数

各会派1人

・順 序

大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年12月17日（火） （第6回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年12月18日（水） （第7回）

○次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

- ・原子力安全委員会委員の任命同意に関する件
- ・科学技術会議議員の任命同意に関する件
- ・臨時大深度地下利用調査会委員の任命同意に関する件
- ・国会等移転審議会委員の任命同意に関する件
- ・公正取引委員会委員の任命同意に関する件
- ・公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件
- ・中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件
- ・社会保険審査会委員の任命同意に関する件
- ・運輸審議会委員の任命同意に関する件
- ・電波監理審議会委員の任命同意に関する件
- ・日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件
- ・労働保険審査会委員の任命同意に関する件

○議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

○閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

【庶務関係小委員会】

○平成8年12月18日（水）（第1回）

○議員宿舎の整備計画について協議を行った。

(3) 成立議案の要旨

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第10号）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額の変改等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 別表第一及び別表第二の全給料月額を引き上げる。
- 2 本法律は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

(4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
10	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 平沼 赳夫君 (8.12.5)	8.12.5	8.12.5	8.12.5 (予備)	8.12.5 可決	8.12.5 可決			8.12.5 可決

【科学技術特別委員会】

(1) 審議概観

第139回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなく、付託された請願1種類7件は、いずれも保留となった。

(2) 委員会経過

○平成8年11月29日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成8年12月17日（火）（第2回）

○請願第10号外6件を審査した。

○科学技術振興対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【環境特別委員会】

(1) 審議概観

第139回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

(2) 委員会経過

○平成8年11月29日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成8年12月18日（水）（第2回）

○公害及び環境保全対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【災害対策特別委員会】

(1) 審議概観

第139回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

12月17日、12・6蒲原沢土石流災害について国土庁、建設省及び林野庁からそれぞれ報告を聴いた。

(2) 委員会経過

○平成8年11月29日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成8年12月17日（火）（第2回）

○12・6蒲原沢土石流災害について政府委員、建設省及び林野庁当局から報告を聴いた。

○災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【選挙制度に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第139回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

(2) 委員会経過

○平成8年11月29日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成8年12月18日（水）（第2回）

○第41回衆議院議員総選挙の執行状況並びに選挙違反取締り状況に関する件について白川自治大臣及び政府委員から報告を聴いた。

○選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第139回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなかった。
また、本特別委員会付託の請願1種類1件を採択した。

〔国政調査等〕

12月17日、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告に関して、池田外務大臣から説明を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成8年11月29日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成8年12月17日（火）（第2回）

○沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に関する件について、池田外務大臣から説明を聴いた。

○請願第606号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。

○沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【地方分権及び規制緩和に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第139回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

(2) 委員会経過

○平成8年11月29日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成8年12月18日（水）（第2回）

- 地方分権の推進及び規制緩和に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【 中 小 企 業 対 策 特 別 委 員 会 】

(1) 審議概観

第139回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

(2) 委員会経過

○平成8年11月29日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成8年12月18日（水）（第2回）

- 中小企業対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【 国 会 等 の 移 転 に 関 す る 特 別 委 員 会 】

(1) 審議概観

第139回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなく、付託された請願1種類1件は保留となった。

(2) 委員会経過

○平成8年11月29日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成8年12月17日（火）（第2回）

- 請願第485号を審査した。
- 国会等の移転に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

【行財政改革・税制等に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第139回国会において、本委員会に付託された法律案は、衆議院議員提出2件（予備付託）である。

また、本委員会付託の請願13種類151件は、いずれも保留となった。

〔国政調査等〕

12月16日、行財政改革・税制等に関する調査を行った。

公務員倫理、厚生省特別養護老人ホーム問題、財政再建、消費税率引上げ問題、国鉄長期債務問題等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成8年11月29日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成8年12月16日（月）（第2回）

○行財政改革・税制等に関する件について橋本内閣総理大臣、小杉文部大臣、武藤総務庁長官、小泉厚生大臣、佐藤通商産業大臣、池田外務大臣、亀井建設大臣、岡野労働大臣、古賀運輸大臣、三塚大蔵大臣、藤本農林水産大臣、堀之内郵政大臣、白川自治大臣、麻生経済企画庁長官、弥富人事院総裁及び政府委員に対し質疑を行った。

○請願第6号外151件を審査した。

○行財政改革・税制等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
1	所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	小沢一郎君 外25名 (8.11.29)	8.12.3		8.12.9 (予備)			8.12.9 税制問題等 特委	8.12.12 否決	8.12.13 否決
2	地方税法等の一部を改正する法律及び地方財政法の一部を改正する法律案	小沢一郎君 外25名 (8.11.29)	12.3		12.9 (予備)			12.9 税制問題等 特委	12.12 否決	12.13 否決

2 委員会未付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
7	介護保険法案	衆	8.11.29				8.12.13 厚生	継続審査	
			○8.12.13 衆本会議趣旨説明						
8	介護保険法施行法案	"	11.29				12.13 厚生	継続審査	
			○8.12.13 衆本会議趣旨説明						
9	医療法の一部を改正する法律案	"	11.29				12.13 厚生	継続審査	
			○8.12.13 衆本会議趣旨説明						

・本院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	解雇等の規制に関する法律案	吉川 春子君 外1名 (8.11.29)	8.12.3		未		了			
2	解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	吉川 春子君 外1名 (8.11.29)	12.3		未		了			

・衆議院議員提出法律案（12件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
3	阪神・淡路大震災の被災世帯に対する特別見舞金の支給等に関する法律案	石井 一君 外10名 (8.11.29)	8.12.3							
			○8.12.10 撤回							

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
5	国会法の一部を改正する 法律案	菅 直人君 外3名 (8.11.29)	8.12.3					8.12.17 行政改革 特委	継続審査	
			○8.12.17 衆本会議趣旨説明							
6	行政監視院法案	菅 直人君 外3名 (8.11.29)	8.12.3					12.17 行政改革 特委	継続審査	
			○8.12.17 衆本会議趣旨説明							
7	総務庁設置法の一部を改 正する法律案	菅 直人君 外3名 (8.11.29)	8.12.3					12.17 行政改革 特委	継続審査	
			○8.12.17 衆本会議趣旨説明							
11	同和対策基本法案	中井 治君 外14名 (8.12.5)	12.6					未	了	
12	臓器の移植に関する法律 案	中山 太郎君 外13名 (8.12.11)	12.12							継続審査 (厚生)
13	政治資金規正法の一部を 改正する法律案	松本 善明君 外1名 (8.12.12)	12.13					未	了	
14	租税特別措置法の一部を 改正する法律案	松本 善明君 外2名 (8.12.12)	12.13					未	了	
15	政党助成法を廃止する法 律案	松本 善明君 外1名 (8.12.12)	12.13					未	了	
16	国の行政機関の職員等の 営利企業等への就職の制 限等に関する法律案	松本 善明君 外1名 (8.12.12)	12.13					未	了	
17	情報公開法案	松本 善明君 外1名 (8.12.12)	12.13					未	了	
18	市民活動促進法案	熊代 昭彦君 外4名 (8.12.16)	12.17					12.17 内閣	継続審査	

3 調査会審議経過

【国際問題に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第133回国会、平成7年8月4日（金）に設置され、今期3年間にわたる調査のテーマを「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」と決定し、第1年目はアジア太平洋地域における安全保障の在り方を軸として調査を行った。

第136回国会閉会後には、平成8年8月22日（木）から9月4日（水）にかけて、会長及び理事を中心とした議員団が、アジアにおける安全保障及び経済協力等に係る諸問題調査並びに各国の政治経済事情等視察のため、議院からヴェトナム、タイ、マレーシア、インドネシア及びフィリピンに派遣された。

第2年目の調査会の活動については、理事会等で協議の結果、調査テーマである「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」の下、引き続き安全保障について調査を進めるとともに、アジア各国の経済情勢を踏まえ、経済協力等についても調査を行うこととなった。

今国会の会期中の調査は2回行われた。

まず、平成8年12月9日（月）には「アジアにおける安全保障及び経済協力等」について海外派遣議員団のメンバーであった調査会長を初めとする参加議員から報告を聴取した後、意見の交換を行った。

次いで同16日（月）には「APECマニラ会議とアジア太平洋地域の経済情勢」のうちAPECマニラ会議につき野上義二外務省経済局長から報告を聴取した後、本件テーマにつき質疑を行った。

〔調査の概要〕

1. アジアにおける安全保障と経済協力等

調査会では、議員団と各国首脳との意見交換の重要性、東アジア地域の情勢認識、東南アジアにおける軍備の近代化問題、ARF等と東南アジアにおける安全保障の在り方、日米安保共同宣言への評価、米軍のプレゼンス、中国・台湾関係、朝鮮半島情勢、日本のODAの評価と今後の方向性、人的交流の重要性等について参加議員からの報告及び委員間の意見の交換を行った。

2. APECマニラ会議とアジア太平洋地域の経済情勢

調査会では、WTOへの中国・台湾の加盟問題、APECへのロシア・ヴィ

エトナムの参加問題、A P E Cの議題拡大問題、ウルグァイ・ラウンド後の農業問題、食糧タスク・フォースの共同議長としての日本の対応、グローバリゼーションの中でのアジアの位置付け、ソフト面での充実を含む日本のO D Aの改善策、日本の民間部門のA P E Cプロセスへの参加についての評価、A P E C及びW T O会合で日本が果たした役割、情報技術協定（I T A）交渉の論点、W T O諸国の日本に対する評価、東南アジア諸国の歴史認識が日本との経済関係に与える影響等について議論を行った。

（2）調査会経過

○平成8年12月9日（月）（第1回）

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」のうち、アジアにおける安全保障及び経済協力等について海外派遣議員から報告を聴いた後、意見の交換を行った。

○平成8年12月16日（月）（第2回）

- 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」のうち、A P E Cマニラ会議とアジア太平洋地域の経済情勢について政府委員から報告を聴いた後、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。
- 国際問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【 国民生活・経済に関する調査会 】

（1）活動概観

本調査会は、平成7年8月4日（第133回国会）に設置され、今期の調査項目を「21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方」として、公正で活力ある経済社会と豊かで安心して暮らせる国民生活の実現を目指して鋭意調査を行っている。初年度の調査では、経済運営の現状と課題について、政府からの説明及び参考人からの意見を聴取し、8年6月17日（第136回国会）に中間報告書を取りまとめ、同日これを議長に提出した。

第136回国会閉会后、先進諸国における社会資本整備に関する制度・施策の調査等のため、本院からドイツ、デンマーク、イギリス、フランスに議員団が派遣された。本議員団は、本調査会の会長、理事を中心とし、その調査目的が調査会の調査項目に直接関連するものであることから、今後の調査の参考に資

するため、今国会の12月13日の調査会において、派遣議員から報告を聴取した。また、同報告に関連して意見の陳述があった。

なお、2年度目においては、社会資本の整備及び社会保障の在り方に関して調査を行うこととされた。

(2) 調査会経過

○平成8年12月13日（金）（第1回）

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 海外派遣議員から報告を聴いた後、意見の交換を行った。
- 国民生活・経済に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【行財政機構及び行政監察に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第136回国会の平成8年6月13日に議長に報告した1年目の中間報告に沿って、平成8年12月12日に「国政調査権・請願制度」について中央大学法学部教授清水睦君、徳山大学学長浅野一郎君、関西大学法学部教授吉田栄司君、前参議院外務委員会調査室長辻啓明君の4名を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、委員と参考人との意見交換を行った。

〔調査の概要〕

平成8年12月12日の調査会では、国会における既存の制度の活用を主題として、①国政調査権（議院内閣制における国政調査権の活用、三権分立における国政調査権の位置づけ、公務員の守秘義務との関係）②請願制度（憲法上の請願権の位置づけ、現行請願制度の問題点、苦情救済としての請願制度）等について質疑を行った。

(2) 調査会経過

○平成8年12月12日（木）（第1回）

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 時代の変化に対応した行政の監査の在り方のうち、国政調査権・請願制度

に関する件について参考人中央大学法学部教授清水睦君、徳山大学学長浅野一郎君、関西大学法学部教授吉田栄司君及び前参議院外務委員会調査室長辻啓明君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○海外派遣議員から報告を聴いた。

○平成8年12月17日（火）（第2回）

○行財政機構及び行政監察に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

4 参議院制度改革検討会

(1) 検討の経緯

斎藤議長の諮問機関である「参議院制度改革検討会」（前田勲男座長）は、各会派1名のメンバーから成るワーキンググループにおいて「委員会審査及び調査の充実」「決算審査の充実」「本会議表決における押しボタン方式の導入」「議員立法の充実」「情報公開」についての協議を行い合意項目を取りまとめた。検討会においては合意項目を基に協議を行い検討会報告書を決定し、議長に答申した。

(2) 検討会経過

○平成8年11月13日（水）（ワーキンググループ会合 第19回）

○次の件について協議を行った。

- ・我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策に関する件（決算審査の充実について、情報公開について、議員立法の充実について、本会議表決における押しボタン方式の導入について、委員会審査及び調査の充実について）
- ・本検討会の運営に関する件

○平成8年11月20日（水）（ワーキンググループ会合 第20回）

○次の件について協議を行った。

- ・我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策に関する件（本会議表決における押しボタン方式の導入について、委員会審査及び調査の充実について）
- ・本検討会の運営に関する件

○平成8年11月27日（水）（ワーキンググループ会合 第21回）

○次の件について協議を行った。

- ・我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策に関する件（本会議表決における押しボタン方式の導入について、議員立法の充実について、委員会審査及び調査の充実について）
- ・本検討会の運営に関する件

○平成8年11月29日（金）（ワーキンググループ会合 第22回）

○我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策に

関する件についてワーキンググループにおける合意項目を決定した。

○次の件について協議を行った。

・本検討会の運営に関する件

○平成8年12月3日（火）（第10回）

○ワーキンググループにおける合意項目について協議を行った。

○次の件について協議を行った。

・本検討会の運営に関する件

○平成8年12月12日（木）（第11回）

○ワーキンググループにおける合意項目について協議を行った。

○次の件について協議を行った。

・本検討会の運営に関する件

○平成8年12月16日（月）（第12回）

○検討会報告書を決定した。

平成8年12月16日

参議院議長 斎藤十朗 殿

参議院制度改革検討会座長 前田勲 男

参議院制度改革検討会報告書

本検討会は、議長からの諮問を受け、「我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策」について検討を行い、「委員会審査及び調査の充実」外4件について結論を得たので、別紙のとおり報告する。

本検討会は、議長からの諮問を受け、昨年10月5日に設置されて以来、「我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策」について鋭意検討を進めてきた。

特に参議院が国民の期待に十分にこたえていくために、抜本的に、かつ従来の視点とは角度を変えて改革に取り組むとの観点から改革の方策を探求してきた。

この間、学識経験者から意見を聴取し、検討項目の選定を行うとともに、各会派1名の委員からなるワーキンググループにおいて、これらの項目について議論を深めた。なお、検討期間が限定されていること等もあり、憲法改正に係る事項及び参議院の選挙制度に係る事項については、検討項目としないこととした。

検討会においては12回にわたり、また、ワーキンググループにおいては22回にわたり熱心かつ慎重な検討を行い、今般、改革の一環として、「委員会審査及び調査の充実」、「決算審査の充実」、「本会議表決における押しボタン方式の導入」、「議員立法の充実」及び「情報公開」の5項目について、次のとおり議長に答申することに決定した。

なお、本答申をまとめるに当たって、これまで提言されている改革策を更に推し進めるとともに、現行制度の積極的活用等運用により早期に実施が可能なものについては、速やかに具体化していくべきであるとの意見で一致したので、付言する。

1 委員会審査及び調査の充実について

1 委員会及び調査会の組織の見直しについて

我が国憲法下における参議院の役割は、衆議院とともに国民の代表機関たる国会の機能を万全たらしめることにある。参議院がこのような役割を果たすためには、参議院独自の立場と視点に立って国会審議に当たることが重要である。

さらに、今日、国民のニーズは一層多様化し、一省庁の範囲を超えるものが多い。国会において、複数の省庁間を横断した政策要求あるいは複数の省庁間の隙間に存在する問題等を国民の生活実態に即して取り上げることが重要となってきており、今日の省庁別縦割りの行政機構に拘束されることなく、多様化したニーズに対応しつつ、中長期的視点に立った広い視野からの審議が強く求められている。

このため、国会における審査の中心である委員会について、事実上衆議院とほぼ同様となっている組織を以下のように見直しを図るとともに、併せて委員会の運営の改善のための措置を講ずるべきであるとの意見が大勢を占めた。

なお、委員会再編成の検討を否定するものではないが、多様化した国民のニーズに的確に対応する点で、なお慎重に協議を続ける必要があり、特に常任委員会及び常設的な特別委員会が大幅に削減されるような事態となれば、審議充実逆行するため、賛成し難い旨の意見があった。

(1) 第一種常任委員会

現在の第一種常任委員会及び特別委員会において所管している国政事項を12程度の基本政策別に分類し、その基本政策別に第一種常任委員会を編成する。12の基本政策別の常任委員会とした場合、別図のような試案が考えられるが、委員会の名称及び所管事項等に関しては、引き続き検討することが望ましい。

(2) 第二種常任委員会

第二種常任委員会は、当面は現行のとおりとする。なお、これに関連して、国会同意人事案件を審査するための人事委員会及び参議院に提出された請願を審査する請願委員会の設置についても検討を行ったが、これらについては引き続き前向きに検討することが望ましいとの意見が大勢を占めた。特に請願委員会に関しては、現在、行財政機構及び行政監察に関する

調査会においてオンブズマン制度及び請願審査の在り方が鋭意調査検討されているところであるので、その調査結果を踏まえて検討を進めるべきである。

(3) 特別委員会

現行の特別委員会については、常任委員会の再編に伴い全面的に見直すこととする。なお、特別委員会を設置するに当たっては、必要に応じて設置することとし、その存続についても厳格に判断を行うべきである。

(4) 調査会

調査会は、参議院改革の大きな成果であり、今後も存続すべきものである。特に今後は、参議院独自の審議機関としての存在意義をより発揮するために、例えば、人権問題、女性問題、世界人口・食糧問題等のグローバルな観点、あるいは、より個別具体的な観点からの調査テーマを選択するなど工夫を加えつつ、その発展拡充に努めるべきである。そのための予算措置についても配慮する必要がある。また、調査会の報告については、政策及び立法により反映されるよう環境整備に努めるべきである。

(5) 常任委員会の組織の再編を実行するに当たっては、議院の自律性を確保するという観点から、現在国会法第41条で規定されている常任委員会のうち予算、決算、議院運営及び懲罰の4委員会を除き、その数と名称を各議院規則で定めることが望ましく、今後、両院間で調整を行うべきである。

2 委員会等の運営の改善について

委員会の審査及び調査の充実を図るために、運営の改善措置について以下のように取りまとめることで意見が一致した。

(1) 委員会における審査等の活性化のために、従来の政府に対する質疑に加えて、政策論議を中心に大臣・政務次官を含む議員間討議を積極的に行うべきである。

(2) 充実した審査及び調査を行うには、審議時間を十分に確保すべきである。特に重要議案については、これまでも20日間の審議日数の確保を衆議院に申し入れてきたところであるが、改めて衆議院にこの旨の確認を求める必要がある。

また、先議案件が増加することは審議時間の確保のためにも有効であるので、今後とも参議院先議の議案を増加するように求めるべきである。

なお、会期末に十分な審議時間がないままに衆議院から法案等が送付されてきた場合には、参議院は継続審査にするか会期延長を要求するようにすべきであるとの意見、及び参議院は衆議院の状況に影響されることなく運営されるべきである旨を各会派間で申し合わせることも必要であるとの意見があった。

- (3) 限られた会期を有効に活用するために、定例日は必ず委員会を開会することとし、全大臣が拘束されがちな予算審議中であっても、一般調査、議案に関する調査及び法案大綱や請願についての委員間討議を行うなど積極的に定例日を活用すべきである。なお、大臣不在の場合でも政務次官の出席のもとに審査等を積極的に行うべきであるとの意見があった。
- (4) 質疑時間の割当てについて小会派に配慮する等柔軟な委員会運営がなされるよう努めるべきである。なお、委員の割当てのない会派の所属議員にも出席・発言を認める委員外議員の発言の制度を積極的に活用すべきである。
- (5) 既に成立した法律や附帯決議、あるいは採択した請願のフォローアップを行うよう努めるべきである。

常任委員会再編案

現行の委員会

試案

第一種委員会

内閣 防衛その他

地方行政 警察その他

法務

外務

大蔵 専売・企業その他

文教

厚生

農林水産 農水系金融その他

商工 経済総合計画・商工系金融その他

運輸 交通その他

通信 郵貯・簡保その他

労働

建設

特別委員会

科学技術

環境

災害対策

選挙制度

沖縄北方 北方問題 沖縄開発

分権緩和

中小企業

国会移転

行革税制

第二種委員会

予算

決算

議院運営

懲罰

調査会

国際問題

国民生活

行財政

① 総務・地方自治 (1, 2, 6, 7, 26)

② 法務・警察 (4, 15, 28)

③ 外交・安全保障 (7, 9, 16)

④ 財政・金融 (10, 17, 20, 21, 23)

⑤ 文教・科学 (11, 18)

⑥ 国民福祉 (19)

⑦ 雇用・社会政策 (24)

⑧ 食糧資源 (20)

⑨ 産業 (3, 17, 21, 22)

⑩ 交通・情報通信 (22, 23)

⑪ 環境・エネルギー (11, 12, 21)

⑫ 国土・防災 (5, 8, 12, 13, 14, 25)

○特別委員会

⋮
⋮

○第二種常任委員会

予算

決算

議院運営

懲罰

○調査会

※ () 内は主な関係省庁
関係省庁

- 1 人事院
- 2 総理府本府
- 3 公正取引委員会
- 4 国家公安委員会
- 5 公害等調整委員会
- 6 宮内庁
- 7 総務庁
- 8 北海道開発庁
- 9 防衛庁
- 10 経済企画庁
- 11 科学技術庁
- 12 環境庁
- 13 沖縄開発庁
- 14 国土庁
- 15 法務省
- 16 外務省
- 17 大蔵省
- 18 文部省
- 19 厚生省
- 20 農林水産省
- 21 通商産業省
- 22 運輸省
- 23 郵政省
- 24 労働省
- 25 建設省
- 26 自治省
- 27 会計検査院
- 28 最高裁判所

2 決算審査の充実について

- 1 決算の早期提出を政府に求めるとともに、早期提出を確実なものとするため財政法及び関係法令の改正を併せて求めるべきである。

常会の1月召集（第123回国会・平成4年）に伴い、決算の提出時期が財政法第40条の規定により、12月から翌年1月に変更された。決算の提出時期については、1月以前においても可能であると考えられるので、政府において早期提出に努力するよう求めるとともに、早期提出を確実なものとするため、例えば秋に臨時会が開かれる場合には、その国会に提出するというような財政法及び関係法令の改正を併せて求める。

なお、決算の早期提出問題は、参議院独自の問題ではなく、両院共通の問題であるので、議長においては、速やかに衆議院議長と協議されることを希望する。

- 2 早期提出を求める以上は、参議院としても決算の早期審査を行う必要がある。決算が早期提出された場合には、当該国会において直ちに概要報告を聴取し、決算委員会が早期に審査できるよう配慮すべきである。決算の早期提出が実現されるまでの間は、常会冒頭に行われる代表質問の議事に引き続き決算の概要報告を聴取し、決算委員会が常会の会期当初から審査できるよう配慮すべきである。

- 3 警告決議の議決及び警告決議に対して内閣の講じた措置の報告について改善すべきである。

改善の方法について次のことが考えられる。

- ・本会議における警告決議議決の際、内閣総理大臣に所信を述べさせる。
- ・警告決議に対して内閣が講じた措置の報告について、内閣総理大臣名で議長あてに報告書を提出させるとともに、当該報告を直近の本会議録に掲載するものとする。
- ・政府の責任を明確にするため、決算の是認否認にかかわらず、警告決議を行うことができるものとする。

- 4 検査官の任命同意に関する衆議院優越規定を削除すべきである。

会計検査院は政府の財政の執行を監視し、検査することを任務とする憲法上の機関で、内閣に対し独立の地位を持つ公正中立的な機関である。したがって、このような重要な機関であるからこそ、検査官は民主的な方法により

任命されることが求められる。いやしくも両議院が同意しないものを任命することは妥当ではないと考えられるため、会計検査院法第4条第2項等を削除する。

5 その他、決算審査の充実に関連して、決算委員会においても次の事項を検討願いたいとの意見で一致した。

(1) 決算審査に当たって、審査の成果が後年度の予算編成及び政策遂行に一層反映できるよう審査すること。

(2) 決算審査に当たって、各省庁の事務次官を出席させること。

3 本会議表決における押しボタン方式の導入について

議案に対する議員個々人の賛否を国民に明らかにすることは、議員の政治責任をより一層明確にすることになり、また、情報公開の点からも大きな意味を持つことになる。さらに、今日、幾つかの政党において党議拘束を緩和する方向に向かっている状況にかんがみ、本会議の表決において迅速に議員の採決結果を集計記録し、国民に明らかにすることが可能となる電子式投票装置を導入すべきであるとの意見が大勢を占めた。

なお、従来の木札による記名投票の機会が狭められるおそれがあり、必ずしも投票の効率化につながらず、また、現在の財政状況においては無駄であるとの理由により、電子式投票装置の導入には賛成し難い旨の意見があった。

電子式投票装置の導入に伴う措置について、次のとおり取りまとめることとした。

1 電子式投票装置を用いて投票する案件の選択等、その具体的な運用については、議院運営委員会において検討されたい。なお、ワーキンググループにおいては、電子式投票装置は議案等の表決に使用する（本装置は選挙の機能を有しない）こととし、電子式投票装置の採用に当たっては、従来の表決方法、特に記名投票の要求（本院規則第138条）については現行のとおりとするとの意見で一致した。

2 電子式投票装置を使用する表決の投票結果については、記名投票と同じく

会議録に賛成者及び反対者の氏名を記載する扱いとする。

- 3 電子式投票装置を使用する際の「棄権」の取扱いについては、当面は現行と同様の取扱いとするが、将来的な取扱いについては、議院運営委員会において検討されたい。なお、棄権の意思表示を認める取扱いとなる場合を考慮し、投票機に設置するボタンについては、出席、賛成、反対のボタン以外に予備のボタンを設けることとする。
- 4 議場内に設置される表示盤については、出席者数、投票総数、賛成者数及び反対者数の数値が表示されるものとし、本会議場の景観が損なわれないよう配慮すべきである。また、各議員において自らの表決の確認を行えるランプを設置するものとし、各議席における表決の結果を視認できる方式が望ましい。
- 5 電子式投票装置の導入に当たっては、電子投票システム専用の小型高性能のコンピュータを使用する。また、導入にかかる経費については、厳しい国家財政を考慮して3～4億円程度にとどめるよう努めることとする。
- 6 電子式投票装置を導入するために、本院規則について所要の改正を行うとともに、必要に応じ、議院運営委員会において申合せを行う。

〔参 考〕

電子式投票装置の使用方法について

電子式投票装置を用いる場合の使用方法はおおむね次のとおりとなる。

- (1) 議員は出席した際は、出席ボタンを押す。
- (2) 議場内の表示盤に出席議員数が表示される。
- (3) 議長は、本装置による投票の際、投票の開始を宣告するとともに、採決操作機により各議席の投票機の作動の開始を操作する。なお、議場は閉鎖しない。
- (4) 議員は、本装置による投票の際は賛成・反対のそれぞれの態度に応じたボタンを押す。
- (5) 議長は、投票の終了を宣告するとともに、採決操作機により各議席の投票機の作動の終了を操作する。

- (6) 議場内の表示盤にそれぞれ投票総数、賛成者数及び反対者数が表示される。
- (7) 議長は、投票終了後、集計表示機の数字に基づいて投票の結果を宣告する。
- (8) 印刷記録装置により記録印刷を行う。この記録に基づき、会議録に賛成者及び反対者の氏名を記載する。

4 議員立法の充実について

- 1 議員立法を活性化するために、国会法第56条に規定されている議案の発議要件を3名程度に緩和すべきである。また、予算を伴う法律案を発議する場合の加重要件についても撤廃すべきである。
なお、これに関連して、本会議における修正動議等の提出要件について別途、検討すべきである。
- 2 議員立法を活性化するとの観点から、とりわけ議員提出法案については、提出後、可能な限り早期に委員会に付託し、委員会で積極的に審議すべきである。
- 3 議員立法については、現行制度の活用によって法案大綱段階における審議が可能であることを踏まえ、委員会において、委員から提出された法案大綱について委員間討議を行うなど、議員立法の実質的審議を積極的に行うべきである。
- 4 議員立法の活性化のためには、広範な国政にかかる議会の情報収集機能の拡充・強化が必要であるので、行政府からの資料提供の迅速・円滑化はもとより、民間情報・調査機関の積極的活用も図るべきである。また、議員立法の補佐体制を強化すべきである。

5 情報公開について

- 1 委員会公開の問題、国会審議のテレビ放送の問題については、現在、議院運営委員会理事会において各会派の協議が進められているところである。検

討会においては、この協議を見守ることとするが、国民に対する情報サービスの提供を推進すべきであるという点において意見の一致しているところであるので、本格的な国民向けテレビ放映が早期に実現できるよう努めるべきである。

- 2 国民に対する情報サービスの提供を積極的に推進すべきである。インターネット等電子情報手段を活用して法案等の審議経過や結果等の議会情報を広く国民へ提供するとともに、国民からの意見の受信にも努めること、また、これらと併せて議会独自の刊行物の充実を図るほか、マスコミ等の活用を含めた活字による広報の充実についても検討すべきである。
- 3 議会活動の広報をより積極的に展開するため、広報活動の基礎となる参議院広報関係予算について、その規模を拡大するよう努めるべきである。
- 4 情報公開の一環として、院内情報網の基盤整備を早期に行い、参議院公報の電子情報化等、院内情報システムの充実を図るべきである。

なお、上記答申のほか、次のとおり取りまとめることとしたので、併せて報告する。

参議院においては、これまで多くの改革の方途が検討されてきたが、その中には、衆参両院が歩調を合わせて実行に移していくことにより、より一層効果が発揮できると考えられるものもある。このため、国民の国会に対する期待にこたえるためにも、両院合同で国会改革について協議する場を設けることが望ましい。

参議院制度改革検討会委員 (会派)

座長	前田	勲男	(自民)
委員	斎藤	文夫	(自民)
同	宮崎	秀樹	(自民)
同	矢野	哲朗	(自民)
同	泉	信也	(平成)
同	鶴岡	洋	(平成)
同	寺崎	昭久	(平成)
同	及川	一夫	(社民)
同	吉川	春子	(共産)
同	伊藤	基隆	(民緑)
同	椎名	素夫	(無ク)
オブザーバー	佐藤	道夫	(二院)
同	奥村	展三	(さき)
同	栗原	君子	(新社)

1 議案審議概況

【概 観】

今国会新たに提出された閣法は12件であり、うち9件が成立し、残り3件は衆議院でいずれも継続審査となった。

衆法は、今国会新たに18件提出され、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案1件のみが成立した。残り17件のうち2件は衆議院において否決され、1件は撤回、8件は継続審査、6件は審査未了となった。

参法は、今国会新たに2件が提出され、いずれも審査未了となった。

決算は、新たに提出されたものはなく、平成6年度本決算外2件はさらに継続審査となり、平成6年度NHK決算は審査未了となった。

このほか平成6年度及び平成7年度予備費6件が提出され、衆議院において継続審査となり、本院では予備送付案を継続審査とした。

【議案の審議状況】

一 閣 法 一

閣法12件の内訳は、給与法関連法律案が5件、介護保険関連法律案が3件、農協改革関連法律案が2件と著作権法一部改正案及び人権擁護施策推進法案である。

成立した主な閣法は、著作隣接権の保護対象範囲を他の先進国と同様に50年前までに行われた実演等まで拡大するとともに、著作権侵害に対する民事上・刑事上の規定の整備及び写真の著作物保護期間の延長の措置を講じようとする著作権法の一部を改正する法律案（12月17日成立、以下括弧内は成立日）、農政審議会報告を踏まえ、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との統合の途を開くため、所要の規定の整備を行おうとする農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案（12月17日）、農協の業務執行体制・監査体制の強化、自己資本・内部留保の充実等農協系統の事業・組織の改革を進めるため所要の規定の整備を行おうとする農業協同組合法等の一部を改正する法律案（12月17日）、人権の擁護に関する施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護を図ろうとする人権擁護施策推進法案（12月17日）等がある。

なお、介護保険法案外2法律案は、衆議院において12月13日本会議で趣旨説明を聴取するにとどまった。

— 衆法 —

消費税の税率を平成13年4月まで現行のまま据え置こうとする所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、地方消費税の創設を平成13年4月まで延期する等の措置を講じようとする地方税法等の一部を改正する法律及び地方財政法の一部を改正する法律案は、12月13日に衆議院本会議において否決された。

また、国会による行政の監視及び立法に関する機能の充実強化を図り、民意を反映した国政の健全な発展に寄与するため、国会に行政監視院を置こうとする行政監視院法案外2件は、12月17日衆議院本会議で趣旨説明を聴取した。

2 議案件数表

	提出	成立	- 参議院		衆議院			備考
			継続	未了	継続	否決	未了	
閣法	12	9	0	0	3	0	0	
参法 新規	2	0	0	2	0	0	0	
衆法 新規	18	1	0	0	8	2	6	撤回 1
予備等	継続	6	0	(6)	0	6	0	() 内の数は予備継続を示す。
決算 その他	継続	4	0	3	1			

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号を示す。

◎内閣提出法律案（12件）

●両院通過（9件）

- 1 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
- 2 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 3 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 4 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
- 5 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 6 著作権法の一部を改正する法律案
- 10 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案
- 11 農業協同組合法等の一部を改正する法律案

12 人権擁護施策推進法案

●衆議院継続（3件）

- 7 介護保険法案
- 8 介護保険法施行法案
- 9 医療法の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（2件）

●本院未了（2件）

- 1 解雇等の規制に関する法律案
- 2 解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

◎衆議院議員提出法律案（18件）

●両院通過（1件）

- 10 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院継続（8件）

- 4 市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案
- 5 国会法の一部を改正する法律案
- 6 行政監視院法案
- 7 総務庁設置法の一部を改正する法律案
- 8 法人税法等の一部を改正する法律案
- 9 地方税法の一部を改正する法律案
- 12 臓器の移植に関する法律案
- 18 市民活動促進法案

●衆議院否決（2件）

- 1 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
- 2 地方税法等の一部を改正する法律及び地方財政法の一部を改正する法律案

●衆議院未了（6件）

- 11 同和対策基本法案
- 13 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 14 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 15 政党助成法を廃止する法律案
- 16 国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案
- 17 情報公開法案

●撤回（1件）

- 3 阪神・淡路大震災の被災世帯に対する特別見舞金の支給等に関する法律案

◎予備費等承諾を求めるの件（6件）

●本院継続（6件）

- 平成6年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（予備審査）
- 平成6年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（予備審査）
- 平成6年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（予備審査）
- 平成7年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（予備審査）
- 平成7年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（予備審査）
- 平成7年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（予備審査）

●衆議院継続（6件）

- 平成6年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
- 平成6年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
- 平成6年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）
- 平成7年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成7年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成7年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

◎決算その他（4件）

●継続（3件）

（第136回国会提出）

- 平成6年度一般会計歳入歳出決算、平成6年度特別会計歳入歳出決算、平成6年度国税収納金整理資金受払計算書、平成6年度政府関係機関決

算書

○平成6年度国有財産増減及び現在額総計算書

○平成6年度国有財産無償貸付状況総計算書

●未了（1件）

（第136回国会提出）

○日本放送協会平成6年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、632件（92種類）であり、このうち特に件数の多かったものは、「特別地方消費税の廃止に関する請願」84件、「私学助成に関する請願」46件、「患者の立場に立った医療保険制度改革に関する請願」38件などであった。

各委員会への付託件数は、内閣26件、地方行政2件、法務14件、外務24件、大蔵24件、文教209件、厚生110件、農林水産3件、商工14件、運輸2件、労働37件、建設5件、科学技術7件、沖縄北方1件、国会移転1件、行革税制152件であった。

取り下げられた請願は1件（付託前）であった。

請願者の総数は1,098万2,617人に上っている。

請願書の紹介提出期限については、12月5日の議院運営委員会理事会において会期終了日の7日前の同月11日までと決定された。なお、最終回の付託請願については、一部の委員会で請願審査を16日に行うことが事前に予想されたため、請願文書表の配付を待たず、同日午前中に原本付託した。

12月16日及び17日、各委員会において請願の審査が行われ、8委員会において99件（18種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで18日の本会議において「第九次治水事業五箇年計画における投資規模の大幅な拡大に関する請願」外98件が採択され、即日内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は、15.7%であり、また種類別の採択率（採択数／付託数）は、19.6%であった。

2 請願件数表

委 員 会					本会議	備 考
委 員 会	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	26	2	0	24	2	
地方行政	2	0	0	2	0	
法 務	14	0	0	14	0	
外 務	24	14	0	10	14	
大 蔵	24	0	0	24	0	
文 教	209	41	0	168	41	
厚 生	110	5	0	105	5	
農林水産	3	2	0	1	2	
商 工	14	0	0	14	0	
運 輸	2	0	0	2	0	
勞 働	37	32	0	5	32	
建 設	5	2	0	3	2	
科学技術	7	0	0	7	0	
沖縄北方	1	1	0	0	1	
国会移転	1	0	0	1	0	
行革税制	152	0	0	152	0	
計	631	99	0	532	99	提出総数 632件
						取下げ 1件

3 本会議において採択された請願件名一覧

- 内閣委員会 2件
 - 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願（第35号外1件）

- 外務委員会 14件
 - インドネシアへの原発輸出に対するODA使用反対に関する請願（第100号外13件）

- 文教委員会 41件
 - 訪問教育の高等部早期設置に関する請願（第15号外18件）
 - 義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（第32号外1件）
 - 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願（第199号外19件）

- 厚生委員会 5件
 - 子育て支援事業と保育関連予算の拡充に関する請願（第12号）
 - 保育制度の改善と充実に関する請願（第72号）
 - 小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（第362号）
 - 腎（じん）疾患総合対策の早期確立に関する請願（第515号）
 - 総合的難病対策の早期確立に関する請願（第517号）

- 農林水産委員会 2件
 - 新たな農業・農村基本法の制定に関する請願（第177号）
 - 林野公共事業の促進に関する請願（第178号）

- 労働委員会 32件
 - 労働行政拡充強化のための大幅増員に関する請願（第132号外23件）
 - 高齢者の雇用機会の創出等に関する請願（第532号外6件）
 - 労働行政における地方事務官制度の取扱いに関する請願（第539号）

- 建設委員会 2件
 - 第九次治水事業五箇年計画における投資規模の大幅な拡大に関する請願（第9号）
 - 治水事業の推進に関する請願（第181号）

- 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 1件
 - 北方領土問題等の解決促進に関する請願（第606号）

質問主意書一覧

【第139回国会（臨時会）】

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
1	小麦と小麦粉の安全性に関する質問主意書	竹村 泰子君	8.12.12	8.12.16		8.12.20 内閣から通知書受領 (9.3.24まで答弁延期)
2	ダム等事業に係る事業評価方策の試行に関する質問主意書	竹村 泰子君	12.16	12.18		12.24 内閣から通知書受領 (9.1.29まで答弁延期)
3	遺伝子組換え食品に関する質問主意書	荒木 清寛君	12.17	12.18		12.24 内閣から通知書受領 (9.1.27まで答弁延期)

※なお、第139回国会提出の質問主意書の答弁書未受領分については、次回「第140回国会 参議院審議概要」の「質問主意書一覧」を参照されたい。

【第138回国会（特別会）答弁書未受領分】

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
1	愛知万博開催候補地に関する質問主意書	末広真樹子君	8.11.7	8.11.11	8.11.26	8.11.15 内閣から通知書受領 (11.27まで答弁延期)

1 国会会期一覽

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第125回 (臨時会)	4.10.30 (金)	4.10.30 (金)	4.12.10 (木)	40	2	42
第126回 (常会)	5.1.22 (金)	5.1.22 (金)	5.6.18 (金) 衆議院解散	150	—	148
第127回 (特別会)	5.8.5 (木)	5.8.12 (木)	5.8.28 (土)	10	14	24
第128回 (臨時会)	5.9.17 (金)	5.9.21 (火)	6.1.29 (土)	90	45	135
第129回 (常会)	6.1.31 (月)	6.2.8 (火)	6.6.29 (水)	150	—	150
第130回 (臨時会)	6.7.18 (月)	6.7.18 (月)	6.7.22 (金)	5	—	5
第131回 (臨時会)	6.9.30 (金)	6.9.30 (金)	6.12.9 (金)	65	6	71
第132回 (常会)	7.1.20 (金)	7.1.20 (金)	7.6.18 (日)	150	—	150
第133回 (臨時会)	7.8.4 (金)	7.8.4 (金)	7.8.8 (火)	5	—	5
第134回 (臨時会)	7.9.29 (金)	7.9.29 (金)	7.12.15 (金)	46	32	78
第135回 (臨時会)	8.1.11 (木)	8.1.11 (木)	8.1.13 (土)	3	—	3
第136回 (常会)	8.1.22 (月)	8.1.22 (月)	8.6.19 (水)	150	—	150
第137回 (臨時会)	8.9.27 (金)	—	8.9.27 (金) 衆議院解散	—	—	1
第138回 (特別会)	8.11.7 (木)	8.11.11 (月)	8.11.12 (火)	6	—	6
第139回 (臨時会)	8.11.29 (金)	8.11.29 (金)	8.12.18 (水)	20	—	20

※直近15国会を掲載した。

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回 次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初 の国会回次	国会召集日
第 1 回	昭和 22. 4. 20 (日)	22. 5. 3	※25. 5. 2 28. 5. 2	第 1 回 (特別会)	22. 5. 20 (火)
第 2 回	25. 6. 4 (日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第 8 回 (臨時会)	25. 7. 12 (水)
第 3 回	28. 4. 24 (金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第 16 回 (特別会)	28. 5. 18 (月)
第 4 回	31. 7. 8 (日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第 25 回 (臨時会)	31. 11. 12 (月)
第 5 回	34. 6. 2 (火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第 32 回 (臨時会)	34. 6. 22 (月)
第 6 回	37. 7. 1 (日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第 41 回 (臨時会)	37. 8. 4 (土)
第 7 回	40. 7. 4 (日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第 49 回 (臨時会)	40. 7. 22 (木)
第 8 回	43. 7. 7 (日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第 59 回 (臨時会)	43. 8. 1 (木)
第 9 回	46. 6. 27 (日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第 66 回 (臨時会)	46. 7. 14 (水)
第 10 回	49. 7. 7 (日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第 73 回 (臨時会)	49. 7. 24 (水)
第 11 回	52. 7. 10 (日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第 81 回 (臨時会)	52. 7. 27 (水)
第 12 回	55. 6. 22 (日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第 92 回 (特別会)	55. 7. 17 (木)
第 13 回	58. 6. 26 (日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第 99 回 (臨時会)	58. 7. 18 (月)
第 14 回	61. 7. 6 (日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第 106 回 (特別会)	61. 7. 22 (火)
第 15 回	平成 元. 7. 23 (日)	平成 元. 7. 23	7. 7. 22	第 115 回 (臨時会)	平成 元. 8. 7 (月)
第 16 回	4. 7. 26 (日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第 124 回 (臨時会)	4. 8. 7 (金)
第 17 回	7. 7. 23 (日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第 133 回 (臨時会)	7. 8. 4 (金)

※任期 3 年議員（第 1 回通常選挙のみ）の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(会期終了日 平成 8. 12. 18 現在)

内閣総理大臣	橋本 龍太郎 (衆・自民)	建設大臣	亀井 静香 (衆・自民)
法務大臣	松浦 功 (参・自民)	自治大臣 国家公安委員会委員長	白川 勝彦 (衆・自民)
外務大臣	池田 行彦 (衆・自民)	内閣官房長官	梶山 静六 (衆・自民)
大蔵大臣	三塚 博 (衆・自民)	総務庁長官	武藤 嘉文 (衆・自民)
文部大臣	小杉 隆 (衆・自民)	北海道開発庁長官 沖縄開発庁長官	稲垣 実男 (衆・自民)
厚生大臣	小泉 純一郎 (衆・自民)	防衛庁長官	久間 章生 (衆・自民)
農林水産大臣	藤本 孝雄 (衆・自民)	経済企画庁長官	麻生 太郎 (衆・自民)
通商産業大臣	佐藤 信二 (衆・自民)	科学技術庁長官	近岡 理一郎 (衆・自民)
運輸大臣	古賀 誠 (衆・自民)	環境庁長官	石井 道子 (参・自民)
郵政大臣	堀之内 久男 (衆・自民)	国土庁長官	伊藤 公介 (衆・自民)
労働大臣	岡野 裕 (参・自民)	内閣法制局長官	大森 政輔

4 本会議・委員会傍聴者数の推移

(第139回国会終了日 平成8年12月18日現在)

国会回次	総計	内 訳	
		本会議	委員会
131 (臨時会)	2,007	721	1,286
132 (常会)	1,389	354	1,035
133 (臨時会)	152	78	74
134 (臨時会)	1,347	727	620
135 (臨時会)	24	24	0
136 (常会)	2,732	1,068	1,664
137 (臨時会)	9	8	1
138 (特別会)	149	48	101
139 (臨時会)	402	267	135

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数の推移

(第139回国会終了日 平成8年12月18日現在)

年	総計	参観内訳				
		一般	小・中学	高校	外国人	特別
平成3	178,861	39,347	136,779	1,827	400	508
4	187,510	44,437	139,428	2,521	760	364
5	181,231	46,833	130,828	2,197	1,306	67
6	166,708	38,331	125,641	1,817	876	43
7	178,174	28,198	147,063	1,521	1,392	0
8	176,469	32,030	138,823	2,668	2,893	55

※特別参観とは、「議場内特別参観」のことで、国会閉会後の毎月第1及び第3日曜日に限り実施している参観である。

6 外国議会議長等招待者一覧

○ 議長が招待したもの

招待状宛先	発送年月日	訪日議員数	滞在期間
チリ共和国上院議長	8. 5. 23	4	8. 12. 1～12. 7

○ 両院議長が招待したもの

招待状宛先	発送年月日	訪日議員数	滞在期間
欧州議会議長	8. 9. 17	3	8. 12. 1～12. 6

7 国会関係日誌 (8.11.13 ~ 8.12.18)

【第138回国会（特別会）閉会后】

- 11.14(木) ○ 今井澄、萱野茂、菅野久光、竹村泰子の4議員、「社会民主党・護憲連合」を退会、「民主党・市民連合」へ入会
- 17(日) ○ 参議院議員兵庫選挙区補欠選挙投開票、芦尾長司氏当选
○ シラク・仏大統領来日(～22日)
- 19(火) ○ 参決算委(通産省・経企庁関係)
○ 政府、行政改革会議設置を閣議決定
○ 岡光序治厚生事務次官、小泉純一郎厚生大臣に辞表提出、受理
- 20(水) ○ 参決算委(文部省・郵政省関係)
- 22(金) ○ 政府、第139回国会(臨時会)の11月29日召集を閣議決定
○ アジア太平洋経済協力会議(APEC)閣僚会議開幕(～23日)
(マニラ・フィリピン)
- 25(月) ○ アジア太平洋経済協力会議(APEC)非公式首脳会議開幕、
スービック宣言を採択、閉幕(スービック・フィリピン)
- 26(火) ○ 参決算委(皇室費、国会、会計検査院、内閣、総理府本府及び総務庁関係)
○ 「民主党・市民連合」、「新緑風会」解散
○ 「民主党・新緑風会」結成、(代表・菅野久光議員)
- 27(水) ○ 参決算委(法務省、自治省、警察庁、裁判所及び公営企業金融公庫関係)
○ 衆厚生委(老人福祉施設の設置等に関連する不祥事について)
○ 下稲葉耕吉議院運営委員長、参議院創設50周年記念行事の概要を
発表
○ 田浦直、畑恵の2議員、「平成会」を退会
○ 田浦直議員、「自由民主党」へ入会
- 28(木) ○ 参地方行政委(政治団体「年金会」をめぐる諸問題に関する件)
○ 参大蔵委(オレンジ共済組合及び出資法等の問題に関する件)
○ 参厚生委(老人福祉施設の設置等に関連する不祥事に関する件)
○ 参農水委(平成9年産米の政府買入価格に関する件)(食糧・農業援助の拡充に関する決議決定)
○ 米価審議会、平成9年産米の政府買入価格を藤本孝雄農林水産大臣の諮問と同様に前年より1.1%引き下げるよう答申
○ 藤本農相、米価審議会の答申を受け、正式決定
○ 行政改革会議、初会合

【第139回国会（臨時会）】

- 29(金) ○ 第139回国会（臨時会）召集
 - 開会式
 - 衆本会議（議席の指定、20日間の会期決定、8特別委員会の設置
橋本龍太郎内閣総理大臣の所信表明演説）
 - 参本会議（議席の指定、行財政改革・税制等に関する特別委員会
外8特別委員会の設置、20日間の会期決定、橋本総理の所信表明
演説）
 - 行財政改革・税制等に関する特別委員会、遠藤要議員を特別委員
長に互選
 - 政府、介護保険法案を国会提出
- 12. 1(日) ○ 衆参両院議長招待により、欧州議会議長一行来日（～6日）
 - 参議院議長招待により、チリ共和国上院議長一行来日（～7日）
- 2(月) ○ 衆本会議（代表質問 西岡武夫君、森喜朗君、鳩山由紀夫君）
 - 日米安全保障協議委員会開会、日米特別委員会（SACO）最終
報告を決定
- 3(火) ○ 参本会議（代表質問 林寛子君、大木浩君）
 - 衆本会議（代表質問 石田幸四郎君、不破哲三君、伊藤茂君）
 - 政府、日米特別行動委員会（SACO）最終報告に盛り込まれた
措置の実施促進を閣議決定
- 4(水) ○ 参本会議（代表質問 梶原敬義君、上田耕一郎君、笹野貞子君、
宮澤弘君、宮崎秀樹君、牛嶋正君）
 - 警視庁、岡光前厚生事務次官を収賄容疑で逮捕
- 5(木) ○ 参本会議（給与等関係法案、可決・成立）
 - 第20回世界遺産委員会、原爆ドーム及び厳島神社を世界遺産に登
録決定
 - 通産省、泉井石油商会問題で牧野事務次官等幹部6人を処分
- 6(金) ○ 衆予算委（予算の実施状況に関する件）
 - 長野県小谷村蒲原沢で土石流災害発生
- 7(土) ○ 衆議院、帝国議会衆議院秘密会議事速記録集(1)、(2)を公表
- 9(月) ○ 衆予算委（予算の実施状況に関する件）（12・6蒲原沢土石流災
害について総理から報告聴取）
 - 世界貿易機関（WTO）の第1回閣僚会議（～13日 シンガポール）
- 10(火) ○ 参予算委（予算の執行状況に関する件）
- 11(水) ○ 参予算委（予算の執行状況に関する件）
- 12(木) ○ 衆本会議（農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等法
案及び農業協同組合法等改正案の趣旨説明聴取、質疑）
 - 衆税制問題等特別委、消費税率据え置き2法案の質疑、賛成少数
で否決

- 13(金) ○衆本会議（介護保険法案及び関連2法案の趣旨説明、質疑）
（消費税率据え置き2法案記名投票、賛成少数で否決）
- 16(月) ○参本会議（農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等法案及び農業協同組合法等改正案の趣旨説明聴取、質疑）（高橋令則君、須藤美也子君、国井正幸君）
- 参行革税制特別委（行財政改革・税制等に関する件）
 - 参議院制度改革検討会（我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策について5項目を斎藤十朗議長に答申）
 - 羽田孜元首相、新進党離党を正式表明
 - 小泉厚相、老人福祉施設の設置等に関連する不祥事に絡み、和田審議官の懲戒免職処分を含む16人の処分を発表
 - 行政改革委員会、3意見書を総理へ提出
- 17(火) ○参内閣委、S A C O最終報告について質疑
- 参文教委、著作権法改正案を全会一致で可決
 - 参法務委、人権擁護促進法案を賛成多数で可決
 - 参農水委、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等法案を全会一致で可決、農業協同組合法等改正案を賛成多数で可決
 - 衆厚生委、介護保険法案の趣旨説明聴取
 - 参厚生委・衆厚生委、老人福祉施設の設置等に関連する不祥事に関する件で質疑
 - 政府、ゴラン高原P K O派遣期間の6カ月（平成9年8月31日まで）延長を閣議決定
 - 参本会議（著作権法改正案、人権擁護施策推進法案、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等法案及び農業協同組合法等改正案、可決・成立）
 - 衆本会議（国会法改正案、行政監視院法案、総務庁設置法改正案の趣旨説明、質疑）
- 18(水) ○参本会議（国家公務員等の任命、請願、閉会中審査手続）
- 衆本会議（請願、閉会中審査手続）
 - 畑恵議員、「自由民主党」へ入会
 - 左翼ゲリラ（トゥパク・アマル）、ペルーの首都リマの日本大使公邸を襲撃・占拠、人質多数
 - 第139回国会（臨時会）終了

（日付はいずれも日本時間）